

～津久井町・相模湖町のみなさまへ～

新「相模原市」

暮ら らしの ガイドブック



相模原市と津久井町、相模湖町は、平成18年3月20日に合併し、新「相模原市」が誕生します。

このガイドブックでは、津久井町と相模湖町のみなさま向けに、合併後に必要となる手続きや新市の総合事務所（合併前の町役場）で行う業務内容などについてご紹介します。

暮らしのガイドブック

津久井町・相模湖町のみなさまへ

目次

● 合併後の住所	1
● 合併後の住所変更手続き	1
● 地域自治区	6
● 合併後の組織と業務	8
● 各課からのお知らせ	10
① 暮らしの窓口	10
② 税金	11
③ 国民健康保険・介護保険	13
④ 暮らしと環境(ごみ・資源、下水道、道路、仕事、住まい、環境、動物、農業、その他)	15
⑤ 子育て(健康、保育、手当、教育)	24
⑥ お年寄り	27
⑦ 障害のある方(相談窓口、医療・手当・助成、各種サービス)	29
⑧ その他の福祉(生活保護、母子・父子家庭の方への援助、社会福祉協議会)	31
⑨ 保健・衛生	32
⑩ 広報・広聴	33
⑪ 消防・救急・急病診療	34
⑫ 文化・教養・レクリエーション施設	35
● 公共施設の名称変更	37
● 新「相模原市」の主な公共施設	38
● さがみはらネットワークシステム	41
● 市議会議員増員選挙	41

「暮らしのガイドブック」ご利用にあたって

- このガイドブックには、合併の日（平成18年3月20日）から適用となる内容を発行日現在の予定で掲載しています。
- 各項目の問い合わせ先は、平成18年3月20日現在の各総合事務所（合併前の各町役場）または市役所本庁機関の電話番号を掲載しています。
※市役所本庁機関の組織は、平成18年4月1日に一部変更となる予定です。変更後の組織は、「広報さがみはら」4月1日号でお知らせしますので、ご確認ください。
- 合併後の行政サービスについては、次の方法でも随時情報提供していきます。
「広報さがみはら」（毎月1日、15日発行）
「（仮称）地域自治区広報紙」（毎月15日発行）
「相模原市暮らしのガイド」（年1回発行。18年度版は秋頃発行予定）
「相模原市ホームページ」（随時更新 <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>)

合併後の住所

合併に伴い、平成18年3月20日から住所の表示が次のように変わります。

「津久井郡」の部分が「相模原市」に、「まち」と読んでいた部分が「ちょう」という読み方になります。町名の後の字名*と地番は変わりません。*町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く名称（「中野」「与瀬」など）です。

● 「住所の表示」変更の例

津久井町	(合併前) 津久井郡津久井 ^{まち} 町中野〇〇番地 ⇒ (合併後) 相模原市津久井 ^{ちょう} 町中野〇〇番地
相模湖町	(合併前) 津久井郡相模湖 ^{まち} 町与瀬〇〇番地 ⇒ (合併後) 相模原市相模湖 ^{ちょう} 町与瀬〇〇番地
相模原市	変わりません。

● 郵便番号は変わりません

郵便物は3月20日から新住所で発送してください。合併後も津久井町内及び相模湖町内への郵便物は旧住所の宛名のままでも配達されますが、差出人の方にはなるべく早い時期に新住所をお知らせください。

● 電話番号は変わりません

ただし、市外局番「0426」を使用している地域（相模湖町、藤野町及び東京都八王子市）では、市内局番・市外局番の桁数が平成18年3月5日（日）から変更となります。

市外局番「0426」を使用している地域の皆様へ

電気通信事業者の新規参入などに伴う番号需要増に備えて、平成18年3月5日（日）から電話・FAXなどの番号が次のとおり変更となります。（問合せ：NTT東日本 局番なしの116）

	(市外局番)	(市内局番)	(加入者番号)
3月4日（土）まで（変更前）	0426	— △△	— 〇〇〇〇
3月5日（日）から（変更後）	042	— 6△△	— 〇〇〇〇

市内通話を行う場合には、現在の市内局番の前に「6」を付けてダイヤルしてください。

このガイドブックでは、変更後の市内・市外局番を掲載していますので、ご注意ください。

合併後の住所変更手続き

合併による住所の表示の変更に伴い、住所変更等の手続きが必要になる場合があります。2ページからの一覧表を参考に手続きを行ってください。

なお、一覧表に掲載されていない項目については、ほとんどの場合で手続きは必要ありませんが、ご心配な方は各関係機関にお問い合わせください。

● 合併に伴う「住所の表示」の変更を証明する書類の発行

合併前・合併後の住所の表示の変更証明書（地番・個人名の記載なし）を3月20日から各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課及び各出張所・連絡所で発行します（申請は必要ありません）。また、希望される方には、個人名が入った証明書を発行しますので、住所変更の手続きに必要な方は、諸証明申請書により申請してください。手数料は無料です。

なお、2ページ以降の一覧表「項目」欄に※のある手続きには、「住所の表示」の変更を証明する書類が必要となります。住所の表示の変更証明書または個人名が入った証明書のいずれでも手続きできます。

● 国・県の官公署などの手続き

項目	手続	内容等	問い合わせ
国民年金第1号・第3号被保険者の住所 国民年金・厚生年金の年金受給者の住所	不要	社会保険庁で一括変更します。	相模原社会保険事務所 (TEL.042-745-8101)
政府管掌健康保険被保険者証	不要	社会保険庁で一括変更します。被保険者証は差替となるため、相模原社会保険事務所から事業所宛てに通知します。	
国民年金基金の受給者、加入者の住所	不要	国民年金基金で一括変更します。	神奈川県国民年金基金 (TEL.045-242-1907)
雇用保険失業給付の受給	不要	ハローワークで一括変更します。	相模原公共職業安定所 〔ハローワーク相模原〕 (TEL.042-776-8609)
雇用保険関係届	必要	育児休業手当を申請中の方のみ住所変更をお申し出ください。他は必要ありません。	
求人・求職関係届	必要	既に登録されている方のみ、来所された時に窓口で住所変更をお申し出ください。	
時間外労働協定届、就業規則、労災保険関係届、安全衛生関係届、労働安全衛生法による免許証・技能講習修了証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原労働基準監督署 (TEL.042-752-2051)
特定機械等検査証	不要	住所変更を希望される方は、検査証に書替申請書を添えて手続きをすることができます。手数料は不要です。 なお、住所の表示の変更に伴い会社名を変更する場合には、書替が必要です。	
土地登記簿、建物登記簿 (不動産の所在)	不要	不動産の所在は、変更の手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。	横浜地方法務局 相模原支局 (TEL.042-753-2110) 横浜地方法務局津久井出張所(津久井町太井)は、3月6日に相模原支局(相模原市富士見)に統合されます。
土地登記簿、建物登記簿 (不動産の所有者、抵当権者、地上権者、仮登記権利者等の住所) ※	不要	旧住所を新住所と読み替える「みなし規定」により、変更する必要はありません。ただし、住所変更を希望される方は、登記申請書に新市が発行する証明書を添えて変更登記をすることができます。登録免許税は非課税(無料)です。	
商業登記簿、法人登記簿 (会社等の本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所)	不要	津久井町、相模湖町に本店等を置く会社・法人の本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所変更の手続きは必要ありません。法務局で順次変更します。	
公正証書に記載の住所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原公証役場 (TEL.042-758-1888)
小型船舶操縦免許 ※ (②のみ)	不要	有効期限の更新手続きなどの機会に住所変更の手続きを行ってください。 ただし、更新前に住所変更を希望される方は、 ①または②の方法により手続きできます。 ①「免許証の再発行による訂正」 申請書に住民票の写しと免許証を添えて手続きできます。手数料は1,250円です。 ②「現有の免許証による訂正」 申請書に住民票の写し(新市が発行する証明書でも可)と免許証を添えて手続きできます。手数料は無料です。	関東運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 (TEL.045-211-7232)
普通自動車及び大型バイク(250cc超)の自動車検査証※ 小型バイク(125cc超~250cc以下)の軽自動車届出済証※	不要	使用者や所有者の住所は、新住所に変更したものとみなされ、合併前の記載のままでも有効となります。 ただし、住所変更を希望される方は、住民票の写し(新市が発行する証明書でも可)、使用者印と所有者印及び自動車検査証等をお持ちのうえ、手続きをすることができます。申請がない場合は、継続審査後の自動車検査証等は、旧住所の記載となります。	関東運輸局 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 (TEL.046-285-0085)

項目	手続	内容等	問い合わせ
軽自動車の自動車検査証※	不要	使用者や所有者の住所は、新住所に変更したものとみなされ、合併前の記載のままでも有効となります。ただし、住所変更を希望される方は、申請用紙(40円)に使用者印と所有者印を押印のうえ、住民票の写し(新市が発行する証明書でも可)及び自動車検査証を添えて手続きをすることができます。申請がない場合は、継続審査後の自動車検査証は、旧住所の記載となります。	軽自動車検査協会 神奈川事務所相模支所 (TEL.0467-78-8840)
旅券(パスポート)	不要	最終ページの所持人記入欄をご自分で訂正してください。他のページに書き込みをすると無効となりますので、ご注意ください。	神奈川県 パスポートセンター (TEL.045-222-0022)
自動車運転免許証※	不要	本籍・住所欄は更新時に変更します。ただし、更新前に変更を希望される方は、津久井警察署または運転免許試験場で手続きをすることができます。手続きには新市が発行する証明書が必要です。	津久井警察署交通課 (TEL.042-780-0110) 神奈川県警察 運転免許試験場 (TEL.045-365-3111)
自動車保管場所証明書、通行禁止道路通行許可証、制限外積載許可証、設備外積載許可証、駐車許可証、道路使用許可証、荷台乗車許可証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	津久井警察署交通課 (TEL.042-780-0110)
猟銃・空気銃所持許可証、銃砲所持許可証(建びょう)、刀剣類所持許可証	必要	合併後に住所変更の手続きを行ってください。手続きには許可証と印鑑をお持ちください。一斉検査時にも手続きできます。	津久井警察署生活安全課 (TEL.042-780-0110)
猟銃用火薬類譲受許可証、古物商許可証、風俗営業許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格証、警備業認定証	必要	合併後に住所変更の手続きを行ってください。手続きには許可証等と印鑑をお持ちください。	津久井警察署生活安全課 (TEL.042-780-0110)
不動産鑑定士(補)の変更登録※ 不動産鑑定業者の変更登録※	必要	合併後速やかに住所変更の手続きを行ってください。手続きには新市が発行する証明書が必要です。不動産鑑定士(補)の変更登録は、登録免許税は非課税(無料)です。	神奈川県 建設業課宅建指導班 (TEL.045-210-6315)
宅地建物取引業者の変更の届出 宅地建物取引主任者の変更登録	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	神奈川県 建設業課建設業審査班 (TEL.045-210-6313)
建設業許可	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	神奈川県 建設業課建設業審査班 (TEL.045-210-6313)
宗教法人規則	必要	合併後に事務所の所在地の表示変更についての規則変更をしてください。認証手続きは不要ですが、所在地変更後の登記簿謄本または抄本を添えて、規則変更した旨を届け出てください。	神奈川県 学事振興課宗教法人班 (TEL.045-210-3781)
幼稚園の学則	必要	合併後に学則変更届を提出してください。	神奈川県 学事振興課許認可班 (TEL.045-210-3768)
幼稚園学校法人の寄付行為	必要	寄付行為変更の認可手続きは不要ですが、合併後に所在地変更後の登記簿謄本または抄本を添えて、変更届を提出してください。	神奈川県 学事振興課許認可班 (TEL.045-210-3768)
①液化石油ガス設備工事士免状、電気工事業法に関する登録等、第一種フロン類回収業の登録、狩猟免状、電気工事業法に関する登録等	不要	変更を希望される方は、通常の変更手続きを行ってください。	神奈川県 津久井地域県政総合センター ①②環境課 (注) ③地域農政推進課 (TEL.042-784-1111)
②高圧ガス保安法に関する許可等、液化石油ガス法に関する許可等、武器等取締法に関する許可、火薬取締法に関する許可等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	神奈川県 津久井地域県政総合センター ①②環境課 (注) ③地域農政推進課 (TEL.042-784-1111)
③動物用医薬品販売業許可証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	神奈川県 津久井地域県政総合センター ①②環境課 (注) ③地域農政推進課 (TEL.042-784-1111)
上水道使用者の住所(津久井町青根地区を除く)	不要	水道局で一括変更します。	神奈川県 企業庁水道局津久井営業所 (TEL.042-784-4822)

(注) 神奈川県「津久井地域県政総合センター」は、3月20日に相模原市と津久井郡を管轄する「県北地域県政総合センター」に変わります。津久井合同庁舎が本庁となり、相模原合同庁舎にも一部の組織が置かれます。

● 市役所の手続き

「問い合わせ」欄の見かた

- 津久井総合事務所の担当課等（電話番号は042-784-1141(代表)です）
- 相模湖総合事務所の担当課等（電話番号は042-684-3211(代表)です）
- 市役所本庁機関の担当課（電話番号は「問い合わせ先」欄をご覧ください）
- ※ ● 津久井の場合は、2町の区域の手続きを津久井総合事務所内の課等が担当します。

項 目	手続	内 容 等	問 い 合 せ
原動機付自転車(125cc以下のバイク等)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)及び標識交付証明書	不要	合併前に交付されている標識(ナンバープレート)及び標識交付証明書は、廃車するまで引き続き使用できます。	●津久井税務課 ●相模湖税務課 ●市民税課 (TEL.042-769-8297)
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。詳しくは14ページをご覧ください。	●津久井福祉課 ●相模湖福祉課 ●介護保険課 (TEL.042-769-8321)
児童扶養手当証書	不要	認定の内容は神奈川県から相模原市に引き継がれ、相模原市の証書を合併後に送付します。	●津久井福祉課 ●相模湖福祉課 ●こども育成課 (TEL.042-769-8232)
児童手当	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	(TEL.042-769-8232)
ひとり親家庭等医療費医療証 重度障害者医療費医療証 乳幼児医療費医療証 老人保健法医療受給者証 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証 老人保健特定疾病療養受療証	不要	津久井町及び相模湖町の方は、平成18年3月中は現在の医療証等を、4月1日からは平成18年3月中に郵送する予定の新しい医療証等をお使いください。	●津久井福祉課 ●相模湖福祉課 ●地域医療課 (TEL.042-769-8231)
障害者居宅生活支援費受給者証 障害者施設訓練等支援費受給者証 障害児福祉手当(国) 特別障害手当(国) 在宅重度障害者等手当(県) 身体障害者手帳 療育手帳 特別児童扶養手当証書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原福祉事務所 ●津久井班 ●相模湖班 ●福祉相談班 (TEL.042-750-6706)
病院・診療所・助産所・施術所・歯科技工所の許可・届出 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・保健師・臨床検査技師・理学(作業)療法士・診療放射線技師・視能訓練士・歯科技工士・准看護師・栄養士等の免許	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可等の内容や業務は、神奈川県から相模原市に引き継がれます。合併後の申請・届出は、相模原市保健所地域保健課津久井担当で受付します。	相模原市保健所 ●津久井地域保健課津久井担当 ●地域保健課 (TEL.042-769-8343)
被爆者健康手帳 特定疾患医療受給者証(県)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原市保健所 ●津久井保健予防課津久井担当 ●保健予防課 (TEL.042-769-8260)
精神障害者保健福祉手帳 通院医療費公費負担	不要	有効期限の更新手続きなどの機会に住所変更の手続きを行ってください。	●津久井保健予防課津久井担当 ●保健予防課 (TEL.042-769-8260)
①食品営業の許可 ②調理師・製菓衛生師等の免許 ③クリーニング師等の免許 ④クリーニング所・美容所・理容所の届出、旅館業・興行場・公衆浴場営業の許可 ⑤特定建築物、専用水道、簡易専用水道の届出 ⑥薬局・医薬品販売業の許可	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可等の内容や業務は、神奈川県から相模原市に引き継がれます。合併後の申請・届出は、相模原市保健所生活衛生課津久井担当で受付します。	相模原市保健所 ●津久井生活衛生課津久井担当 …すべて ●生活衛生課 ①～②… (TEL.042-769-9234) ③～⑥… (TEL.042-769-8347)

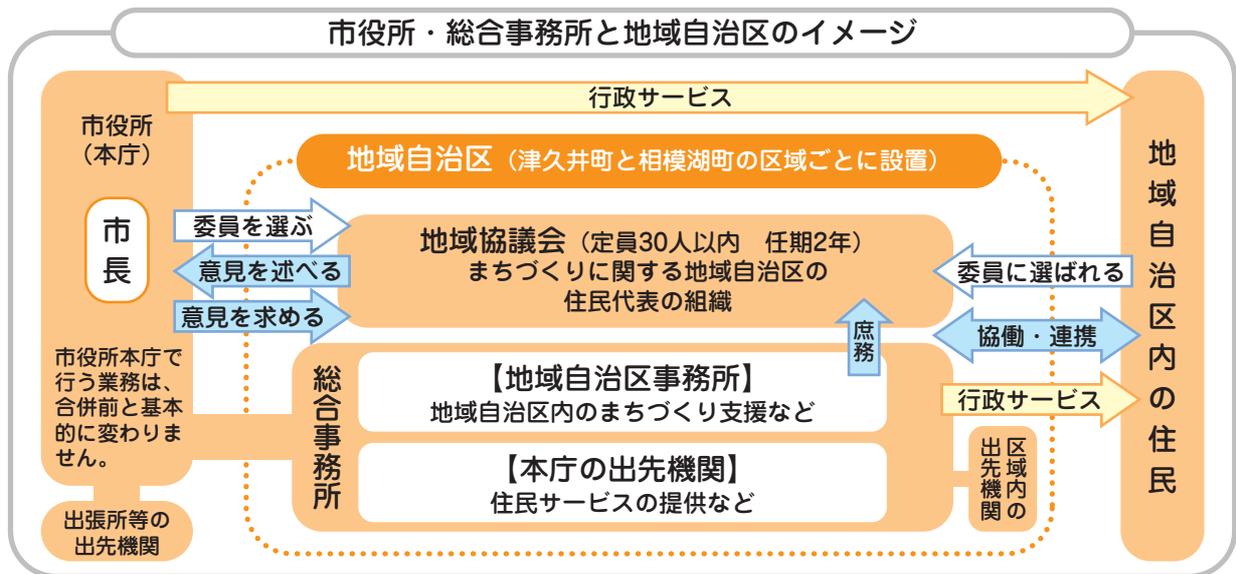
項目	手続	内容等	問い合わせ
母子健康手帳 養育医療券(県) 小児慢性特定疾患医療給付決定書(県) 育成医療券(県)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	相模原市保健所 ●津久井保健センター ●津久井保健センター相模湖担当 ●中央保健センター (TEL.042-769-8345)
住民票、戸籍及び戸籍の附票 公的個人認証サービス	不要	住所変更の手続きは必要はありません。	
住民基本台帳カード (顔写真付きカード)	必要	「顔写真付きカード」をお持ちの方は、住所変更の手続きが必要です。 本人または同一世帯の方により、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課または各出張所で手続きを行ってください。	●津久井市民課 ●相模湖市民課 ●戸籍住民課 (TEL.042-769-8227)
外国人登録証明書	必要	本人または同一世帯の方により、各総合事務所の市民課または市役所本庁の戸籍住民課で手続きを行ってください。	●戸籍住民課 (TEL.042-769-8227)
印鑑登録証	不要	合併後も引き続き窓口で使用できます。 なお、証明書自動交付機でも使用可能な「さがみはらカード」に切替することもできます。各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課または各出張所で手続きを行ってください。	
国民健康保険被保険者証 高齢受給者証 等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 詳しくは13ページをご覧ください。	●津久井市民課 ●相模湖市民課 ●国民健康保険課 (TEL.042-769-8296)
一般廃棄物に係る許認可 産業廃棄物に係る許認可 多量排出事業者の届出 PCB特別措置法の保管届出 自動車リサイクル法の許可・登録 等	不要	合併後の申請・届出は、市役所本庁の廃棄物指導課で受付します。	●廃棄物指導課 (TEL.042-769-8335) 本庁のみで取り扱います。
大気、水質、ダイオキシン類、公害防止 組織、県生活環境保全条例、浄化槽の 設置等に係わる申請・届出	不要	許可の内容や業務は、神奈川県から相模原市に引き継がれます。 合併後の申請・届出は、津久井環境課で受付します。	●津久井環境課 ●環境保全課 (TEL.042-769-8241)
上水道使用者の住所 (津久井町青根地区)	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 使用料及び手数料の変更もありません。	●津久井建設課
指定下水道工事店	不要	既に相模原市の指定を受けている工事店を除き、津久井町・相模湖町の指定工事店は、新市の指定工事店とみなします。指定工事店証は引き換えて交付します。指定工事店標示板を交付し、再交付手数料7千円を徴収させていただきます。	●下水道管理課 (TEL.042-769-8268)
下水道排水設備工事責任技術者	不要	津久井町・相模湖町に登録をしている方は、新市へ登録したものとみなします。責任技術者証の引き換え交付は行いません。また、相模原市・津久井町・相模湖町で重複する責任技術者証は、市役所本庁の下水道管理課へ返却してください。	本庁のみで取り扱います。

● その他の手続き

項目	手続	内容等	問い合わせ
郵便貯金通帳・証書、キャッシュカード、 簡易保険証書	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、変更を希望される方は、お申し出ください。	各郵便局
電気使用者等の住所、電気使用等に 係る各種承諾書・許可証等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	東京電力(株)カスタマーセンター (TEL.0120-995-776)
組合健康保険被保険者証	く お た だ さ い の 問 い 合 わ せ	各健康保険組合にご確認ください。	各健康保険組合
預金通帳、定期預金証書、キャッシュカードなど		ほとんどの場合で住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については各窓口にお問い合わせください。	各金融機関、農業協同組合等
生命・損害保険証書(証券)など			契約している保険会社
クレジットカード			契約しているクレジットカード会社
各種有価証券			各取扱い窓口

地域自治区

合併に伴い、津久井町と相模湖町の区域に地域自治区を設置します。



● 地域自治区とは？

【目的・役割】

合併後の住民の声を行政に反映しやすくするとともに、これまでの各町の文化や歴史などの特色を活かし、新市における一体的なまちづくりを円滑にすすめることを目的として、合併前の津久井町及び相模湖町の区域を単位として、『津久井町』、『相模湖町』を地域自治区として設置します。

【組織】

各地域自治区内のまちづくりに関する住民代表の組織として、『津久井町地域協議会』、『相模湖町地域協議会』を設置します。

また、津久井町及び相模湖町の各役場は、それぞれ『津久井総合事務所』、『相模湖総合事務所』となり、地域自治区内のまちづくり支援や住民サービスの提供などを行います。

【設置の期間】

平成18年3月20日から平成23年3月31日まで。

なお、新市全体の都市内分権^{*}のあり方について、合併後5年を目途に、市民の皆様とともに検討をすすめていく予定です。

※『都市内分権』とは、「市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において、分権をすすめて、市民と行政が協力してまちづくりをすすめるうえでの効果的・効率的な仕組みづくりをすること」です。

● 地域協議会とは？

【目的・役割】

地域協議会では、次のもののうち、市長や市の機関から意見を求められたものまたは地域協議会が必要と認めるものについて、審議し、市長などに意見を述べることができます。

- ① 地域自治区事務所が担当する事務（地域のまちづくりなど）に関する事
- ② 市が行う地域自治区の区域に係る事務に関する事
- ③ 市が事務を行う際の、地域自治区の住民との連携強化に関する事

また、市長は、次のことについて、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないこととなっています。

- ① 新市建設計画の変更に関する事
- ② 合併協議会で決定されたことなどの変更に関する事
- ③ 総合計画の策定や変更に関する事

【委員の任期】

2年（合併時は、平成18年3月20日から平成20年3月19日まで）

【委員の選任】

合併時には、地域や男女比も考慮した中で合併前に各町の町長から推薦があった方を新市の市長が選任します。委員に欠員が出た場合や2期目以降については、地域協議会の意見を聴いて市長が選任します。

【委員の構成】

● 津久井町地域協議会

推薦分野	推薦団体	人数
自治会等地域関係	自治会関係	6
	女性関係団体	1
健康福祉関係	福祉関係	1
	健康づくり関係	1
産業経済関係	商工、観光関係団体	2
	農林関係団体	2
教育関係	PTAなど	1
	体育振興会連絡協議会	1
公募、学識経験、議員経験者関係	公募委員	4
	行政・教育経験者	2
	まちづくり関係者	2
	議員経験者	5
合計		28

● 相模湖町地域協議会

推薦分野	推薦団体	人数
地区代表	各地区自治会代表	5
社会福祉関係	民生・児童委員協議会	1
	老人クラブ連合会	1
文化・スポーツ関係	文化協会	1
	体育協会	1
農林業関係	特産物推進協議会	1
教育関係	現在の教育委員・社会教育委員	1
商工・観光関係	商工会	1
	観光協会	1
学識経験者	現在の町議会議員	4
公募委員		3
合計		20

※合併時の公募委員は、平成17年12月に募集しました。

● 地域自治区への支援制度

地域自治区のまちづくりと新市の一体化を円滑にすすめるための支援制度を創設します。

■ 『新市市民交流事業補助金』

対象	市民団体やNPOなどが主体（参加者おおむね30人以上）となって行う旧市町の市民団体、NPOなどとの交流事業が対象。
助成金額	1団体につき、年1事業とし、事業費の1/2以内の額（限度額100千円） 宿泊を伴う場合は200千円が限度。（飲食費は対象外）
手続き	事業計画書、予算書等を作成のうえ、地域自治区事務所へ申請して頂きます。

■ 地域創生まちづくり協働事業交付金

対象	住民、NPO、企業などが主体となり、地域の魅力づくりのため通年にわたって取り組む協働事業で、地域自治区の全域または一部地域で行う事業が対象です。 交付対象団体は、上記の主体が事業を企画、実施するために地域協議会とともに組織した実行委員会となります。
助成金額	全域対象事業 津久井地域 上限 3,000千円/年 相模湖地域 上限 2,000千円/年 一部地域対象事業 1地域 上限 500千円/年
手続き	地域協議会の下に実行委員会を組織する中で、事業計画書、予算書等を作成のうえ、申請して頂きます。

● 地域自治区についての問い合わせ

津久井町地域自治区事務所 地域振興課 TEL.042-784-1141（代表）

相模湖町地域自治区事務所 地域振興課 TEL.042-684-3211（代表） ※合併前は各町の合併担当課へ

合併後の組織と業務

新「相模原市」の本庁機能については、合併前の相模原市の本庁機能を基本として、津久井町及び相模湖町の「政策企画内部管理機能」が本庁機関に統合されます。

津久井町と相模湖町の各役場は、それぞれ『津久井総合事務所』、『相模湖総合事務所』という名称に変わり、これまで各町役場が行っていた各種計画の策定、予算編成などの業務以外の行政サービスは、基本的に各総合事務所で行われることとなります。

- **合併に伴い、神奈川県が行っていた業務の一部を新「相模原市」が行います。**
津久井保健福祉事務所や津久井土木事務所などで行っていた業務の一部が新市に引き継がれます。合併後の津久井町と相模湖町の区域の業務は、主に津久井総合事務所で行います。
- **合併に伴い、本庁のみで取り扱う業務があります。**
一部の業務は総合事務所や出張所等では取り扱いませんのでご注意ください。

津久井総合事務所 TEL.042-784-1141 (代表)

組織の名称	おもな業務内容
〈地域自治区事務所〉	
地域振興課 ●本館2F	地域協議会に関する事 / 地域のまちづくりやコミュニティの推進に関する事 防災・防犯・交通安全に関する事 / 町史編さんに関する事 など
庶務課 ●本館2F	庁舎等の管理に関する事 / 情報公開に関する事 など
※津久井税務課 ●本館1F	市税(国民健康保険税を除く)に係る諸証明の発行に関する事 固定資産の調査・評価に関する事 / 市税(国民健康保険税を除く)の収納に関する事 など
津久井福祉課 ●第2別館1F	医療費の助成に関する事 / 児童手当・児童扶養手当の手続きに関する事 児童保育園の入所に関する事 / 介護保険及び老人保健医療に関する事 高齢者の福祉サービスに関する事 など
※相模原福祉事務所津久井班 ●第2別館1F	生活に困った方への援助(生活保護)に関する事 / 身体障害者手帳や療育手帳の交付 身体に障害のある方の支援費制度の手続き、補装具の交付等 / 保育園の入所に関する事 など
※相模原市保健所津久井担当 ●津久井保健センター1F	栄養改善業務などの地域保健に関する事 / 感染症対策などの保健予防に関する事 食品営業等施設の許認可などの生活衛生に関する事 など
津久井保健センター ●津久井保健センター1F	健康教育や健康相談等の保健事業に関する事 など
津久井市民課 ●本館1F	戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に関する事 / 国民健康保険に関する事 国民年金に関する事 / 市政相談・市民相談に関する事 など
津久井経済課 ●第1別館2F	商工業の振興に関する事 / 観光振興・イベントに関する事 農業・林業の振興に関する事 など
※津久井環境課 ●本館2F	公園や緑地等の維持管理に関する事 / 鳥獣捕獲等の許可に関する事 大気汚染等の規制及び指導に関する事 / 浄化槽の設置届出等に関する事 美化推進、集団資源回収事業等に関する事 など
※津久井建設課 ●第2別館2F	開発許可・申請に関する事 / 建築確認審査に関する事 市営住宅に関する事 / 道路の占用許可、道路台帳の閲覧に関する事 道路、下水道及び水路の整備・維持補修・管理に関する事 下水道料金の収納に関する事 / 上水道事業(青根地区)に関する事 など
津久井教育課 ●津久井文化福祉会館1F	児童及び生徒の就学に関する事 / 芸術及び文化の振興に関する事 文化財の保存及び活用に関する事 など
※西農業委員会事務局 ●第1別館2F	津久井町及び相模湖町を区域とする農地転用に関する事 / 農地の貸し借りに関する事 農地造成に関する事 など

※印の組織は、業務の全部あるいは一部について、相模湖町区域も併せて担当します。
赤字の業務は、合併に伴い、神奈川県が行っていた業務を新「相模原市」に引き継ぐものです。
◎課名の下は庁舎内の配置場所です。(「本館」は合併前の役場本庁舎、「第1別館」は第1分庁舎、「第2別館」は新分庁舎です。)

●これまで設置されていた出先機関は、引き続き存続しますが、以下の機関は名称が変わります。

串川支所・鳥屋支所
青野原支所・青根支所
中央出張所

串川出張所・鳥屋出張所
青野原出張所・青根出張所
津久井中央連絡所

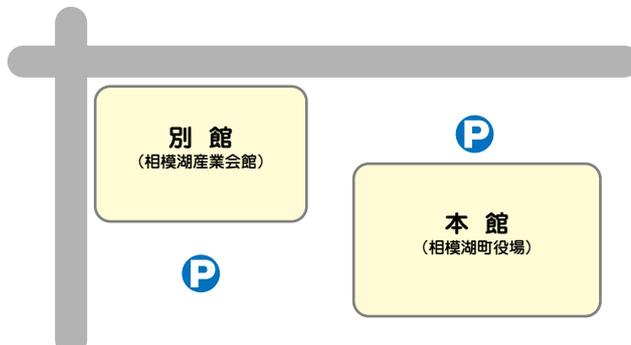
① 各種申請受付、各種証明発行 ② 財産区の管理運営
③ 各種団体の育成 ④ 地域センター等の管理及び運営
※連絡所では、①の一部及び②の事務は取り扱いません。

津久井総合事務所の庁舎の配置



()内は合併前の庁舎等の名称です

相模湖総合事務所の庁舎の配置



()内は合併前の庁舎等の名称です

- ◎受付窓口が変わる業務がありますので、ご注意ください。
- ◎詳しくは10ページ以降の「各課からのお知らせ」をご覧ください。

相模湖総合事務所 TEL.042-684-3211 (代表)

組織の名称

おもな業務内容

《地域自治区事務所》

地域振興課

●本館2F

地域協議会に関すること
地域のまちづくりやコミュニティの推進に関すること
防災・防犯・交通安全に関すること / 町史編さんに関すること など

庶務課

●本館2F

庁舎等の管理に関すること / 情報公開に関すること など

相模湖税務課

●本館2F

市税（国民健康保険税を除く）に係る諸証明の発行に関すること
市税（国民健康保険税を除く）の収納に関すること など

相模湖福祉課

●本館2F

医療費の助成に関すること / 児童手当・児童扶養手当の手続きに関すること
介護保険及び老人保健医療に関すること / 高齢者の福祉サービスに関すること など

相模原福祉事務所相模湖班

●本館2F

身体障害者手帳や療育手帳の交付
身体に障害のある方の支援費制度の手続き、補装具の交付等
保育園の入所に関すること など

津久井保健センター相模湖担当

●本館2F

健康教育や健康相談等の保健事業に関すること など

相模湖市民課

●本館2F

戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務に関すること / 国民健康保険に関すること
国民年金に関すること / 市政相談・市民相談に関すること など

相模湖経済環境課

●本館1F

商工業の振興に関すること / 観光振興・イベントに関すること
農業・林業の振興に関すること / 鳥獣捕獲等の許可に関すること
美化推進、集団資源回収事業等に関すること など

相模湖建設課

●本館1F

開発行為の事前相談等に関すること / 市営住宅に関すること
道路の占用許可、道路台帳の閲覧に関すること
道路、下水道及び水路の整備・維持補修・管理に関すること
下水道料金の収納に関すること など

相模湖教育課

●桂北公民館1F

児童及び生徒の就学に関すること / 芸術及び文化の振興に関すること
文化財の保存及び活用に関すること など

◎課名の下は庁舎内の配置場所です。（「本館」は合併前の役場本庁舎です。）

各課からのお知らせ

合併に伴い変わる制度など、皆様の暮らしに特に関わりの深いものについてお知らせします。相模原市の制度などについては、「広報さがみはら」や「相模原市暮らしのガイド」、相模原市ホームページ（<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>）などでも随時お知らせします。

「各課からのお知らせ」欄の見かた

① 各項目のタイトルの色は、合併後のサービスや負担などの種類を表しています

- ：変わらないサービス等（合併後も従来どおり実施）
- ：変わるサービス等（相模原市の制度に統合して新市全体で実施）
- ：ひろがるサービス等（相模原市の制度を新市全体で実施）

② 「問い合わせ」には、各項目の各総合事務所の担当課等と市役所本庁機関を掲載しています

- ：津久井総合事務所の担当課等（電話番号は042-784-1141(代表)です）
 - ：相模湖総合事務所の担当課等（電話番号は042-684-3211(代表)です）
 - ：市役所本庁機関の担当課（電話番号は「問い合わせ先」欄をご覧ください）
- ※●の場合は、2町の区域の事務を津久井総合事務所内の課等が担当します。

1 暮らしの窓口

戸籍・住民登録等の問い合わせ ● 津久井市民課 ● 相模湖市民課 ● 戸籍住民課 TEL.042-769-8227

● 住民票、戸籍及び戸籍の附票

内 容	住民異動、戸籍の届出や住民票の写し等各種証明書の発行などは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課及びすべての出張所・連絡所※で行います。（※連絡所は証明書の発行業務のみ。）取扱い日時は、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日の午前8時30分～午後5時までです。なお、戸籍関係の届出は、閉庁時でも、市内4カ所の休日窓口サービスコーナー及び各総合事務所でお預かりします。（津久井中央連絡所の取扱い日時は、津久井市民課へお問い合わせください。）
そ の 他	住民票、戸籍及び戸籍の附票については、合併に伴う住所変更等の手続きは必要ありません。
受 付 窓 口	津久井市民課、相模湖市民課、戸籍住民課、各出張所・連絡所

● 印鑑登録・外国人登録

印 鑑 登 録	印鑑登録に関する手続きは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課及び各出張所で行います。印鑑登録証明書の発行は、連絡所でも行います。
外 国 人 登 録	外国人登録に関する手続きは、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課で行います。外国人登録原票記載事項証明書の発行は、各出張所・連絡所でも行います。

● 電話予約サービス

内 容	平日に電話で予約を受付して、休日にお渡しするサービスです。
手 続 き	○予約 年末年始を除く平日の午前8時30分から午後4時の間にTEL.042-769-9238で受付。 ○受取 手数料（1通300円）と、お越しになる方が本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポートなど）をお持ちください。なお、印鑑登録証明書の交付を受ける場合は、必ず印鑑登録証もお持ちください。（受取時間は、午前8時30分から午後5時になります。）

受 取 場 所	予約により取扱う証明書
休日窓口サービスコーナー （市役所本庁舎、橋本・大野中・大野南の各出張所） ※橋本出張所＝橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」6階	・住民票の写し ・戸籍の附票 ・印鑑登録証明書
津久井総合事務所 本館1F市民課窓口 相模湖総合事務所 本館1F警備員控室	・住民票の写し ・戸籍の附票
津久井中央連絡所（取扱い日時は、津久井市民課へお問い合わせください。） ※津久井生涯学習センターに併設（津久井町三ヶ木）	・住民票の写し ・印鑑登録証明書

● 市民相談事業

内 容	①『市民相談』 各総合事務所に市民相談員を配置し、夫婦、家族、隣近所などの日常生活上の悩み、心配ごとの相談を受けます。（午前9時～正午 午後1時～4時） 【津久井】毎週月曜日 【相模湖】毎週火曜日 ②『法律相談』 相模原市に在住・在勤の市民を対象に各総合事務所で開催します。（午後1時30分～4時） 【津久井】毎月第3水曜日 【相模湖】奇数月の第3木曜日
手 続 き	②は予約制先着順（各総合事務所随時受付します。）
問 い 合 わ せ	● 津久井市民課 ● 相模湖市民課 ● 市民生活課市民相談室 ※TEL.042-769-8230 ※4月1日以降は、「市民相談課」に変更となります。

2 税金



市税の納付、市税納期限等、口座振替、市税過誤納金の受取

市税の納付	<p>○津久井町または相模湖町で発行済みの納付書は、合併後も引き続き使用できます。</p> <p>○納付場所は、下記の金融機関、各総合事務所の税務課及び市役所本庁の納税課になります。</p> <p>○合併後に納付書の再交付が必要な場合は、各総合事務所の税務課または市役所本庁の納税課に連絡してください。</p>
	<p style="text-align: center;">合併後に市税の納付及び口座振替が利用できる金融機関</p> <p>横浜銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、静岡銀行、スルガ銀行、住友信託銀行、東日本銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、八千代銀行、(注1)山梨中央銀行、平塚信用金庫、城南信用金庫、多摩信用金庫、山梨信用金庫、中央労働金庫、半原信用組合、神奈川県医師信用組合相模原支店、神奈川県歯科医師信用組合、ハナ信用組合、相模原市農業協同組合、津久井郡農業協同組合、(注2)郵便局</p> <p>(注1) 山梨中央銀行は、口座振替が利用できません。 (注2) 郵便局は、全国で口座振替が利用できますが、納付については、神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県及び山梨県に限ります。</p>
市税納期限等	<p>相模原市の納期に統合します。</p> <p>○納期限は原則として各納期の末日(12月は25日が納期限となります。)ですが、末日が土・日・祝祭日にあたる場合は、翌日(土・日・祝祭日以外の日)が納期限となります。なお、口座振替の日は、各納期限ですので、口座残高の確認をお願いします。</p> <p>○全期前納用の納付書はありませんので、全期前納をする場合は、期別納付書(4枚)で納付してください。</p>
口座振替	<p>市税(固定資産税・市県民税・軽自動車税)については、合併後も現在の登録口座で振替をしますので、改めて申込みをする必要はありません。</p> <p>○固定資産税は、土地・家屋と償却資産を別々に口座振替をします。さらに、土地・家屋は、単独所有分と共有所有分で別々に振り替えます。</p> <p>○合併後に口座振替が利用できる金融機関については、「市税の納付」欄をご覧ください。</p> <p>○口座振替の結果は、預貯金通帳への記帳でご確認ください。</p> <p>○口座振替申込及び振替方法の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続場所 金融機関(郵便局を含む)、各総合事務所の税務課、各出張所、市役所本庁の納税課 ・持ち物 預貯金通帳、届出印、納付書 <p>※合併前の口座振替依頼及び変更の受付は終了しました。合併後に手続きをお願いします。</p>
市税過誤納金の受取	<p>合併後は、各総合事務所の窓口では受領できませんので、口座振込をご利用ください。なお、還付金額が10万円以下の場合は、通知日から1か月間に限り相模原市内の横浜銀行各支店で受領できます。</p>
問い合わせ	<p>☎ 津久井税務課 ☎ 相模湖税務課 ☎ 納税課 TEL.042-769-8225</p>

個人の市・県民税

税 率	合併による税率の変更はありません。
納 期	<p>相模原市の納期に統合します。</p> <p>○普通徴収 第1期：6月 第2期：8月 第3期：10月 第4期：1月</p> <p>○特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌月10日まで</p>
納 税 通 知	<p>平成18年度の普通徴収の納税通知書は、6月1日に発送する予定です。また、特別徴収の税額通知書は、各特別徴収義務者へ5月10日に発送する予定です。</p>
そ の 他	<p>平成18年度の申告書(平成17年中の収入の申告)は、各町役場の税務課に提出してください。なお、申告書は、合併後も引き続き、各総合事務所の税務課で受付します。</p>
問 い 合 わ せ	<p>☎ 津久井税務課 ☎ 相模湖税務課 ☎ 市民税課 TEL.042-769-8221</p>

●法人市民税

税 率	○法人税割の税率 合併時に相模原市の税率に統合します。ただし、平成17年度に限り不均一課税を実施し、津久井町または相模湖町の区域のみに所在する単独の法人には、相模原市の税率を適用せず、合併前の各町の税率で法人税割を計算します。 ○均等割の税率 合併による税率の変更はありません。ただし、合併期日が属する事業年度は地方税法施行令の定めにより、特別な計算方法を用います。	【法人税割の税率】								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>12.3%</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等	税 率	10億円以上	14.7%	5億円以上	13.5%	5億円未満	12.3%
資本金等	税 率									
10億円以上	14.7%									
5億円以上	13.5%									
5億円未満	12.3%									
申告・納付期限	原則として事業年度終了の日から2か月以内									
そ の 他	詳細については、決算期を迎えた法人に送付する申告書に、計算方法を記した説明書等を同封しますので、ご覧ください。なお、申告書は、合併後も引き続き各総合事務所の税務課で受付します。									
問 い 合 わ せ	☎ 津久井税務課 ☎ 相模湖税務課 ☎ 市民税課 TEL.042-769-8297									

●固定資産税

税 率	合併による税率（1.4%）の変更はありません。評価の基準となる賦課期日（平成18年1月1日）が合併前であることから、評価の取扱いは合併前の各町の基準によります。	
納 期	相模原市の納期に統合します。 第1期：5月 第2期：7月 第3期：9月 第4期：12月（第4期は25日が納期限）	
納 税 通 知 書	平成18年度の固定資産税納税通知書は、土地・家屋と償却資産に分けて5月1日に発送する予定です。なお、平成18年度に限り、合併前の各市町の区域ごとの資産に分けてお送りします。	
問 い 合 わ せ	☎ 津久井税務課 ☎ 相模湖税務課 ☎ 資産税課 TEL.042-769-8223	

●軽自動車税

税 率	農耕作業用の小型特殊自動車の税率は、合併時に相模原市の税率（1,000円）に統合します。その他の車種の税率は、合併による変更はありません。	
納 期	5月11日～31日	
納 税 通 知 書	平成18年度の納税通知書は、5月11日に発送する予定です。	
そ の 他	原動機付自転車及び小型特殊自動車の新規登録、名義変更及び廃車等の手続は、合併後も引き続き各総合事務所の税務課でも取り扱います。	
受 付 ・ 問 い 合 わ せ	☎ 津久井税務課 ☎ 相模湖税務課 ☎ 市民税課 TEL.042-769-8297	

●事業所税

内 容	事業所税は、人口30万人以上の都市の都市環境の整備及び改善に要する費用に充てるための目的税で、資産割と従業者割で構成されています。 なお、合併により新たに課税対象となる津久井町または相模湖町に所在する事業所等は、合併年度を含む6年度（平成22年度まで）の間は課税されません。	
納 税 義 務 者	市内で事務所または事業所において事業を行う法人もしくは個人	
税 率	○資 産 割 事業所床面積1㎡当り600円 ○従業者割 従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	○資 産 割 市内の全事業所の面積が1,000㎡以下 ○従業者割 従業者数が100人以下 ※事業所等の面積が700㎡を超えるか従業者数が70人を超える場合は、申告のみしていただきます。	
算 定 期 間	○法人 法人の事業年度 ○個人 1月1日から12月31日	
申 告 期 限	○法人 事業年度終了の日から2か月以内 ○個人 1月1日から12月31日までの分を翌年の3月15日まで	
合 併 に 伴 う 課 税 免 除	合併により新たに課税対象となる事業所等において、次の期間に行われる事業については、課税免除となります。なお、課税免除の期間内については、新相模原市内の事業所等の合算した面積が700㎡を超えるか従業者数が70人を超える場合は、申告のみしていただきます。 ○法人 平成17年4月1日から平成23年3月31日までに終了する事業年度分の事業 ○個人 平成17年1月1日から平成22年12月31日までの個人事業	
受 付 窓 口	申告書は、各総合事務所の税務課で受付します。	
問 い 合 わ せ	☎ 津久井税務課 ☎ 相模湖税務課 ☎ 市民税課 TEL.042-769-8297	



3 国民健康保険・介護保険

1 国民健康保険

国民健康保険税(賦課・納付方法・納税通知書)

税 率	平成18年度からは、相模原市の税率が適用されます。 平成17年度以前については、合併前の各町の税率となります。	【国民健康保険税(年額)】													
		区分	税率・金額												
			医療分 介護分												
		所得割	5.76% 1.15%												
		資産割	10.00% 2.60%												
		均等割(1人当り)	22,500円 5,100円												
		平等割(1世帯当り)	22,800円 5,400円												
(1) 納 期	平成18年度からは、6月から3月までの10回(期)となります。 納期限は原則として各月の末日ですが、末日が土・日・祝祭日にあたる場合は、翌日(土・日・祝祭日以外の日)が納期限となります。なお、12月(7期)は25日が納期限となります。														
納 税 通 知 (平成18年度当初)	国民健康保険の有資格者が属する世帯主に、6月上旬に発送します。														
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">合 併 前</th> <th colspan="2">合 併 後</th> </tr> <tr> <td>津久井町</td> <td>4月発送 (12回(期))</td> <td>相模原市</td> <td>6月発送 (10回(期))</td> </tr> <tr> <td>相模湖町</td> <td>7月発送 (8回(期))</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	合 併 前		合 併 後		津久井町	4月発送 (12回(期))	相模原市	6月発送 (10回(期))	相模湖町	7月発送 (8回(期))				
合 併 前		合 併 後													
津久井町	4月発送 (12回(期))	相模原市	6月発送 (10回(期))												
相模湖町	7月発送 (8回(期))														
納 付	津久井町または相模湖町で発行済みの納付書は、合併後も引き続き使用できます。銀行、郵便局などの指定金融機関、各総合事務所の市民課及び市役所本庁の国民健康保険課の窓口でお支払いください。														
(2) 口 座 振 替	現在、国民健康保険に加入していて口座振替をご利用の方は、合併後も現在の登録口座で振替をしますので、改めて申込みをする必要はありません。納期限の日引き落としますので、口座残高の確認をお願いします。														
納める場所	指定金融機関、各総合事務所の市民課及び市役所本庁の国民健康保険課の窓口														
そ の 他	納付には便利な口座振替をご利用ください。申込み方法は、各総合事務所の市民課及び市役所本庁の国民健康保険課にお問い合わせください。														
問 い 合 わ せ	☎ 津久井市民課 ☎ 相模湖市民課 ☎ 国民健康保険課 (1)TEL.042-769-8296 (2)TEL.042-769-8234														

国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証の郵送

平成18年4月1日から使用する国民健康保険被保険者証等を次のとおり郵送する予定です。

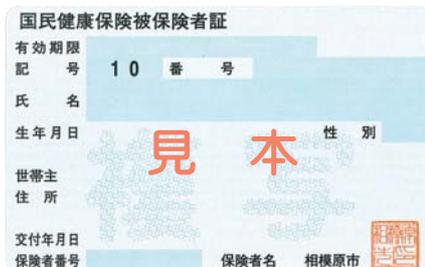
津久井町または相模湖町で発行した被保険者証等は、3月31日まで使用できますので、4月になりましたら、各総合事務所の市民課、市役所本庁の国民健康保険課及び各出張所・連絡所に返却してください。

名 称	対 象	郵送方法・時期	備 考
(1) 国民健康保険被保険者証※1 高齢受給者証※2	国民健康保険の有資格者 次の①～③のすべてに該当する方 ①国民健康保険の有資格者であり、②老人保健法医療受給者証をお持ちでなく、③平成18年4月1日時点で満70～73歳の方	配達記録・3月中旬 配達記録・3月中旬	合併前に相模原市から発送します。
(2) 特定疾病療養受療証	津久井町または相模湖町から特定疾病療養受療証の交付を受けている方	普通郵便・3月下旬	
限度額適用・標準負担額減額認定証※3	津久井町または相模湖町から限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方	普通郵便・3月下旬	有効期限 平成18年7月31日まで

※1「国民健康保険被保険者証」は、見本のとおり個人ごとのカードサイズに変わります。

※2「高齢受給者証」は、有効期限が平成18年7月31日までとなります。8月1日分以降については、平成18年度の市民税の課税状況で再判定し、7月下旬に配達記録で新しい高齢受給者証を送付する予定です。

※3「国民健康保険に係る限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が平成18年7月31日までとなります。8月1日分以降については、改めて申請が必要となるため、6月下旬に更新の通知を発送する予定です。



問 い 合 わ せ ☎ 津久井市民課 ☎ 相模湖市民課
☎ 国民健康保険課 (1)TEL.042-769-8296 (2)TEL.042-769-8235

●健康診査等委託事業

内 容	国民健康保険加入者の健康づくりを応援するため、30歳代の国民健康保険加入者の協力医療機関での健康診査料の一部を助成します。自己負担額は、1,000円です。
対 象	昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた方で、国民健康保険税に未納のない世帯の方
受 検 期 間	平成18年7月1日～平成18年11月30日
申 込 方 法	平成18年6月15日から10月31日の間に市役所本庁の国民健康保険課企画給付担当に電話で ※「広報さがみはら」6月15日号などに募集記事を掲載する予定です。
そ の 他	40歳以上で、職場等で健康診断を行う機会がない方を対象とした基本健康診査については、相模原市保健所中央保健センター（TEL.042-769-9220）までお問い合わせください。
問 い 合 わ せ	☎津久井市民課 ☎相模湖市民課 ☎国民健康保険課 TEL.042-769-8235

●葬祭費

内 容	国民健康保険加入者が死亡し、葬祭を行ったときは、葬祭者に対し葬祭費を支給します。
そ の 他	平成18年3月19日以前に葬祭を行った場合（死亡日ではありません。）は6万円、3月20日以降に葬祭を行った場合は8万円を支給します。
問 い 合 わ せ	☎津久井市民課 ☎相模湖市民課 ☎国民健康保険課 TEL.042-769-8235

2 介護保険

介護保険の 問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎介護保険課 TEL.042-769-8321
--------------------	-----------------------------------------



●介護保険料

内 容	介護保険料は、3年ごとに事業計画を策定し、算定することになっています。平成18年度からは、合併後を想定した第3期事業計画に基づいた新しい保険料額になります。 保険料は毎年6月にお知らせをします。
納 期	○普通徴収の納期は、6月から翌年3月までの10回（期）になります。 ○特別徴収の納期は、これまでどおり年6回です。

●介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証等の郵送

平成18年4月1日から使用する介護保険被保険者証等を次のとおり郵送する予定です。

津久井町または相模湖町で発行した被保険者証等は、3月31日まで使用できますので、4月になりましたら、各総合事務所の福祉課、市役所本庁の介護保険課及び各出張所・連絡所に返却してください。

名 称	郵送方法・時期
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証） 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証） 介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度） 介護保険訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）	普通郵便・3月下旬

●要介護認定等各種申請事務

内 容	要介護認定申請などの介護保険に係る各種申請や相談は、今までどおり各総合事務所の福祉課で受付します。津久井町においては、各出張所（現在の各支所）でも申請書等をお預かりします。
手 続 き	要介護認定申請時は、申請書及び介護保険被保険者証の提出をお願いします。介護保険被保険者証については、これまでと異なり申請時に回収し、代わりに「介護保険被保険者資格者証」を交付します。

4 暮らしと環境

1 ごみ・資源



津久井郡広域行政組合(以下「広域行政組合」といいます。)は平成18年3月19日をもって解散し、合併後の清掃事業は相模原市の事務として行うこととなります。ごみ集積所(ごみステーション)の位置やごみの収集回数に変更はありませんが、収集日やごみの区分、手数料の取扱いなどに一部変更がありますのでご注意ください。

ごみ焼却施設など広域行政組合の清掃施設の名称は、「相模原市津久井クリーンセンター」となります。

※ 詳しくは、平成18年3月に配布するパンフレット「ごみと資源の日程・出し方」をご覧ください。

● ごみ・資源の区分

その他の不燃物から、かん類、金物類を分別し、別々の袋に入れて出してください。

● 収集日

津久井町根小屋地域の一部(荒久)、青山地域の一部(鮎子・南沢・横浜水道～三太旅館)、相模湖町寸沢嵐地域の一部(新戸)に収集日の変更があります。

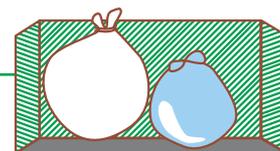
平成18年3月19日まで	分別区分	可燃ごみ	有害ごみ	不燃ごみ			資源ごみ						
			使用済乾電池	その他の不燃物	びん	ペットボトル	新聞	段ボール	紙パック	雑誌	布類		
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
平成18年3月20日から	分別区分	可燃ごみ (※注1)	乾電池	不燃ごみ (※注1)	資源			紙類				布類	
					かん類 (※注2)	金物類 (※注3)	びん類	ペットボトル	新聞	段ボール	紙パック		雑誌
	収集日	収集回数 地域	週2回	週1回			月1回		月1回				
津久井町	三井・太井・ 中野・又野・ 三ヶ木・根小 屋・長竹・青山	火・金	木			第2水曜日		第4水曜日					
	鳥屋・青野原・ 青根	月・木	金			第3水曜日		第1水曜日					
相模湖町	全域	月・木	金			第3水曜日		第1水曜日					

※注1 可燃ごみ、不燃ごみの一部が粗大ごみになります。(次のページの「粗大ごみになるもの・処理ができないもの」をご覧ください。)

※注2 かん類とは、ジュース・ビールなどの飲料かん、かん詰めなどの食料かん、スプレーかん、塗料かん、一斗かん。

※注3 金物類とは、フライパン・やかん・なべ・ポウル・ざる、金属製の水筒・食器など金属部分が30cm未満のもので鉄・アルミ・ステンレスで成型された家庭用金物類。

問い合わせ 津久井クリーンセンター(現在の津久井郡広域行政組合) TEL.042-784-2711

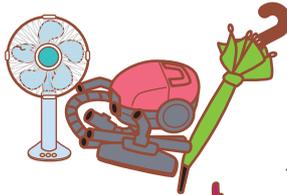


●粗大ごみになるもの・処理ができないもの

- 可燃ごみから、粗大ごみになります。
ふとん、カーペット・じゅうたん、ポリタンクなど



- 不燃ごみから、粗大ごみになります。
アイロン、ラジカセ、ビデオデッキ、換気扇、扇風機、掃除機、傘、ゴルフクラブ、スキーのストックなど



- 処理ができなくなります。
オートバイ、タイヤ（ホイールを含む）、耐火金庫、ピアノなど



戸別収集を申し込むか、津久井クリーンセンターへの直接搬入となり、有料となります。
※ ごみ集積所（ごみステーション）には出せません。

買い替えのときなど、各販売店に引き取ってもらうか、専門の業者に相談してください。

問い合わせ 津久井クリーンセンター（現在の津久井郡広域行政組合）TEL.042-784-2711

●生活系ごみの手数料

- 粗大ごみの戸別収集
 - ・品名により区分された手数料（200円、500円、1,000円、1,500円）になります。収集時にお支払いください。
 - ・主な粗大ごみの手数料

金額	品名
200円	アイロン、照明器具、掃除機、換気扇、傘（10本まで）、布団（2枚まで）、カーペット・じゅうたん（広さが3畳以下のもの）、ラジカセ、ビデオデッキ、衣装箱など
500円	電子レンジ、戸棚（高さが1m未満のもの）、たんす（高さが1m未満のもの）、ベッド、自転車、水槽、ガス台、カーペット・じゅうたん（広さが3畳を超えるもの）、ホットカーペット、ストーブなど
1,000円	応接いす（2人以上用）、戸棚（高さが1m以上のもの）、洗面化粧台など
1,500円	電子オルガン、たんす（高さが1m以上のもの）、サイドボード（幅が1m以上のもの）など

※ 事前に津久井クリーンセンターへの申込みが必要です。

受付時間 月～金曜日の午前9時～正午、午後1時～5時 TEL.042-784-2711

収集日 毎週水曜日の午前9時～午後4時ごろ（収集時間の指定はできません）

- 津久井クリーンセンターへの直接搬入

直接持ち込む場合は、申請、計量が必要となります。必ず区分・分類ごとに分別して持ち込んでください。荷降ろし場所も変わりますので、係員の指示に従ってください（事前予約は不要です）。

受付時間 月～土曜日の午前9時～正午、午後1時～4時

・粗大ごみ

粗大ごみを直接持ち込む場合、すべて有料になります。

基本料金（10kgまで）120円、10kgごとに120円が加算されます。持ち込み時にお支払いください。

・可燃ごみ・不燃ごみ

可燃、不燃ごみを一度に100kg以上持ち込む場合は、**全ての重量が有料になります**（10kgごとに120円）。

・資源・乾電池

資源・乾電池の持ち込みは無料です。

- 家電4品目（エアコン（室外機を含む）、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）の手数料が変わります。

・戸別収集 1個につき 1,575円 ⇒ 1,500円

・直接搬入 1個につき 1,050円 ⇒ 1,000円

※ 家電リサイクル券（有料、事前に郵便局で支払い）が必要です。

- 不法投棄されたごみを処分する場合であっても、通常の手数料が必要となります。

受付・問い合わせ 津久井クリーンセンター（現在の津久井郡広域行政組合）TEL.042-784-2711

● 事業系ごみの収集と処理手数料

事業系ごみの収集	今まで広域行政組合が収集していた事業系ごみ(事業活動に伴って排出されるごみのこと)は、広域行政組合解散以降、収集しませんのでご注意ください。 また、今までごみ集積所(ごみステーション)に事業系ごみを出していた事業者の皆様は、自らが津久井クリーンセンターに持ち込むか、許可業者に委託するなどして、適正な処理にご協力願います。
事業系ごみの処理手数料	事業系ごみを津久井クリーンセンターに持ち込んだ場合の処理手数料を、「210円/10kg」から「180円/10kg」に変更します。 また、許可業者に収集をお願いしている場合、広域行政組合解散以降、事業者の方は委託している許可業者に処理手数料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。
問い合わせ	津久井クリーンセンター(現在の津久井郡広域行政組合) TEL.042-784-2711

● 集団資源回収事業

内容	資源回収を定期的に行っている団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付しています。
対象・助成金額・手続き	当面は、津久井町及び相模湖町の地域ごとに現行の制度(対象、助成金額、手続き)が適用されます。
受付・問い合わせ	☎ 津久井環境課 ☎ 相模湖経済環境課

● リサイクルスクエア

内容	家庭で不用になった家具の再使用を通じて、ごみに対する理解を深めていただくために、リサイクル品を展示し、抽選で当選者にプレゼントしている、リサイクルスクエアが利用できます。 ○橋本台リサイクルスクエア TEL.042-774-2050 橋本台2-14-23 (18年4月中旬 下九沢2084-3に移転予定) ○新磯野リサイクルスクエア TEL.046-266-6731 新磯野4-1-1 展示期間 毎月1日~20日午前9時~午後5時【無休】(1月は8日~、2月は18日まで) 申込み 市内在住の中学生以上(各月各施設1人1点まで) 抽選発表 毎月21日(2月は19日)午後1時 施設に掲示 当選者には、はがきで通知 引渡期間 抽選発表後各月28日(2月は26日)まで
問い合わせ	各リサイクルスクエア ☎ ごみ減量推進課 TEL.042-769-8245

● 生ごみ処理容器購入助成事業

内容	家庭から出る生ごみをたい肥化・減容化する容器を購入する方への助成内容が変わります。
対象	○対象容器 家庭用の2,000円を超える生ごみ処理容器、一世帯につき1台まで(コンポスト化容器は2台まで) ○対象者 市内に居住し、市内の販売店で購入する方 ・市外の販売店で購入した場合、通信販売やインターネット販売は助成の対象になりません。 ・市内の販売店であれば、量販店、金物店、ホームセンター等の種類は問いません。
助成金額	購入金額の2分の1以内(限度額30,000円)
手続き	申請方法は、個人(本人)申請と指定店申請があります。 ○個人(本人)申請の場合 購入前に市役所本庁のごみ減量推進課に連絡してください。申請書類を送りますので、購入後に申請書を提出してください。後日、銀行口座に助成金額を振り込みます。 ○指定店申請の場合 市が指定した販売店で購入する場合は、販売店が本人に代わって申請を行います。助成金額を差し引いた金額で購入することができますので、必ず印鑑をお持ちください。 指定販売店以外の代理申請は認めていません。 ※この制度は、平成18年3月20日以降に生ごみ処理容器を購入した場合に適用されますので、ご注意ください。
受付・問い合わせ	☎ ごみ減量推進課 TEL.042-769-8245 ※本庁のみで取り扱います。



●し尿のくみ取り

し尿処理
手数料の変更

広域行政組合	相模原市
生活系・事業系 ①定額制…世帯割 126円/月 人頭割 325.5円/月・人 ②従量制…357円/40ℓ	⇒ 生活系 基本料金…便槽1箇所1回につき100円 加算料金…①人頭制120円/月・人 ②従量制120円/36ℓ 事業系 基本料金…便槽1箇所1回につき100円 加算料金…従量制180円/36ℓ

納期限の変更

広域行政組合			相模原市			
	収集月	納期限		収集月	納期限	
第1期	3・4・5月分	6月末日	⇒	第1期	1・2・3月分	4月末日
第2期	6・7・8月分	9月末日		第2期	4・5・6月分	7月末日
第3期	9・10・11月分	12月末日		第3期	7・8・9月分	10月末日
第4期	12・1・2月分	3月末日		第4期	10・11・12月分	1月末日

※平成17年度第4期につきましては、通常12・1・2月分のところを12・1月分とし、2月に請求させていただきます（納期限は2月末日）。

これにあわせ、平成18年度第1期は2・3月分を、4月に請求させていただきます（納期限は4月末日）。

問い合わせ

津久井クリーンセンター（現在の津久井郡広域行政組合） TEL.042-784-2711

●浄化槽汚泥の清掃

内 容 浄化槽汚泥の清掃は、許可業者による清掃で合併後も変更ありません。

問 い 合 わ せ 津久井環境課 相模湖経済環境課

●ごみ集積所（ごみステーション）の新設・移設・廃止

受 付 窓 口 津久井クリーンセンター（現在の津久井郡広域行政組合） TEL.042-784-2711

津久井環境課 相模湖経済環境課

●路上の犬・ネコなどの小動物の死体処理の連絡

問 い 合 わ せ 津久井環境課 相模湖経済環境課 北清掃工場 TEL.042-779-1110

●合併処理浄化槽設置補助事業

対 象 公共下水道の整備予定がない区域（公共下水道認可区域以外）において、自らが居住する専用住宅または店舗併用住宅（延べ床面積の3分の1以上を自己の居住用に使用するもの）に合併処理浄化槽※を設置する方 ※対象となる合併処理浄化槽の条件は、お問い合わせください。

補 助 金 額 当面は、合併前の相模原市、津久井町及び相模湖町の地域ごとに金額が異なります。

手 続 き 補助金交付申請は、必ず工事の着手前に行ってください。

受 付 窓 口 津久井環境課

そ の 他 浄化槽法に基づく設置届出の審査、または建築基準法に基づく確認を受けずに設置する場合は、補助対象になりません。また、設置された合併処理浄化槽については、適正な維持管理（法定検査、保守点検、清掃）が必要となります。

問 い 合 わ せ 津久井環境課 TEL.042-784-1141 環境保全課 TEL.042-769-8241

2 下水道

● 下水道使用料・下水道事業受益者負担金及び受益者分担金

使用料

3月20日から相模原市の制度に統合します。

【1か月あたりの使用料】

区 分	排水量	金額(円)
一般汚水	基本額	8㎡以下の分 550
	加算額 (1㎡につき)	8㎡を超え15㎡以下の分 90
		15㎡を超え20㎡以下の分 95
		20㎡を超え30㎡以下の分 110
		30㎡を超え50㎡以下の分 120
		50㎡を超え100㎡以下の分 145
		100㎡を超え300㎡以下の分 160
		300㎡を超え1,000㎡以下の分 190
公衆浴場汚水	排水量1㎡	225
		5



○平成18年3月分の下水道使用料

3月19日までの分については、合併前の各町料金を、3月20日以降の分については相模原市の料金を適用し、おのおのに算出したその額の合算額に消費税額を加算した額となります。

○使用料の減免

合併前の各町で使用料の減免を受けている方についても、3月20日から相模原市の制度が適用されますが、合併日をまたがった請求分のみは、合併前の各町の制度が適用されます。

新たに減免の対象となる世帯の方については、手続きが必要となるものがあります。減免の条件や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。なお、津久井町で基本料金の減免を受けている児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯及び遺族基礎年金受給世帯については、合併後は対象外となります。

【下水道使用料減免対象者】

対象者区分	減免内容	条 件 等
生活保護受給世帯	全 額	
身体障害者世帯	基本料金のみ	身体障害者手帳1級・2級と認定された方
知的障害者世帯	基本料金のみ	障害程度が最重度(A1)、重度(A2)と判定された方
重複障害者世帯	基本料金のみ	身体障害者手帳3級で障害程度が中度(B1)と判定された方
精神障害者世帯※	基本料金のみ	障害者等級1級と認定された方
要介護世帯※	基本料金のみ	要介護4・5と認定された方
その他	一部又は全額	災害その他特別の理由があると認められた場合

※精神障害者世帯及び要介護世帯のみ、申請手続きが必要です。その他は必要ありません。

受益者負担金・分担金

相模原市の制度に統合しますが、合併前の津久井町・相模湖町の区域内での単価差が生ずることや地域性を考慮し、当分の間は、旧町の区域内で実施する整備に伴っての負担額については、合併前の各町の単位負担金額が適用されます。また、新たに負担区を設定する場合には、新市において、その金額の設定を行います。詳しくはお問い合わせください。

受付・問い合わせ

☎ 津久井建設課 ☎ 相模湖建設課 ☎ 下水道料金室 ※TEL.042-769-8269
※4月1日から「下水道管理課」に変更となります。

● 水洗化促進事業

水洗化工事資金融資あっせん

公共下水道処理区域内において、水洗トイレに改造する方が工事に要する資金を市内金融機関から受けられるようあっせんします。

- 内 容 排水設備工事(水洗化工事)に要する費用の範囲内で、申請建物に付属する大便器1個につき50万円まで、限度額300万円以内
- 対 象 次のすべてに該当する方
 - ①下水道の処理開始日から3年以内に水洗化工事をしようとする方、②建築物の所有者、または所有者の同意を得た使用者、③下水道事業受益者負担金及び分担金を滞納していない方、④取扱い金融機関が指定する信用保証機関と融資の債務保証の契約ができる方
- 利 率 年利2.5%(利率は変動する場合がある)
- 返済方法 融資を受けた翌月から42か月以内で毎月元利均等方式
- 手 続 き 排水設備新設等確認申請書と併せて水洗化工事資金融資あっせん申請書に見積書、その他を添えて受付窓口へ提出してください。

※法人及び家屋の新築、改築の場合は利用できません。

水洗化工事費助成(津久井町のみ)

津久井町の水洗便所改造等助成金制度は、合併時に廃止し、水洗化工事資金融資あっせん制度に移行します。ただし、合併時まで公共下水道が処理開始されている区域内において、処理開始日から3年以内に実施する水洗便所改造等の工事については、従来どおり助成対象となります。

水洗便所改造等利子補給金

津久井町及び相模湖町の公共下水道の処理開始に伴う水洗便所改造等の借入資金に対する利子補給金制度は、合併時に廃止し、水洗化工事資金融資あっせん制度に移行します。ただし、合併時まで契約されているものについては、引き続き利子補給を行います。※旧町の地域ごとに、それぞれ各総合事務所の建設課が申請の窓口になります。

水洗化工事費特別助成

市の公共下水道処理区域内において水洗化工事をしようとする方で、生活保護法による保護を受けている方に対して、当該工事に要する費用を助成します。
※助成の対象となる工事や対象者、助成金額など、詳しくはお問い合わせください。

受付・問い合わせ

☎ 津久井建設課 ☎ 相模湖建設課 ☎ 下水道管理課 TEL.042-769-8268



3 道 路

● 狭あい道路拡幅整備事業・寄附道路事業

狭 あ い 道 路 拡 幅 整 備 事 業	道路の幅が4m未満の道路に接して建物を建築する場合に、道路後退用地を土地所有者から市に寄附していただき、市が測量や所有権移転登記などを代行して市道を拡幅整備します。手続きなど、詳しくはお問い合わせください。
寄附道路整備事業	私道路のうち公共性の高いものは、市が寄附を受けて市道として整備・管理します。私道を寄附する場合はいろいろな条件があります。手続きなど、詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	津久井建設課 相模湖建設課 道路補修課 TEL.042-769-8265

● 道路などの占用

内 容	○各町で許可済みの道路及び水路の占用については、許可満了日まで合併後も引き続き合併前と同じ内容で占有することができます。合併に伴う許可書などの住所変更の手続きも必要ありません。許可期間が満了したときは、継続手続きが必要となります。この場合、相模原市の制度を適用します。該当の方には手続きが必要となる時期に申請書を送付します。 ○占用料の額は、水路の占用の一部を除き段階的に調整され、平成20年度以降に許可されるものについては、相模原市の額に統合します。占用料の額など、詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	津久井建設課 相模湖建設課 道路管理課 TEL.042-769-8262 河川整備課 TEL.042-769-8273

● 道路境界協議申請

内 容	道路境界確定費用は、各町では申請者負担で行っていましたが、合併後は申請理由により測量費用は申請者一部負担または市負担に変わります。詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	津久井建設課 相模湖建設課 道路管理課 TEL.042-769-8375 ※土地の所在が旧町の地域ごとに、それぞれ各総合事務所の建設課が申請の窓口になります。また、道路境界証明などの申請も同様になります。

4 仕 事

● 無料職業紹介事業

内 容	若者（35歳未満）の求職者を対象に、市内企業の就職情報の提供、カウンセリング（就職活動の相談）、就職支援セミナー及び職業紹介等を行います。
受付・問い合わせ	相模原市就職支援センター TEL.042-700-1617（橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」6階）

● 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（あじさいメイツ）

内 容	市内の中小企業で働く従業員と事業主の方を対象に、健康診断、共済給付、宿泊施設の利用補助及びスポーツイベント等の福利厚生サービスを提供します。
会 費	会員1人につき、月額400円（入会金なし）
受付・問い合わせ	財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター TEL.042-775-5505（通称あじさいメイツ 西橋本5-4-20）

● 勤労者生活資金融資制度

内 容	市内に居住し、かつ同一事業所に引続き1年以上勤務している方に生活資金を融資します。対象となる費用や限度額など、詳しくはお問い合わせください。なお、借入する際に保証人は必要ありませんが、別途保証料が必要となります。
そ の 他	津久井町の生活資金融資制度をご利用の方は、合併に伴う手続きは必要ありません。
受 付 窓 口	中央労働金庫相模原支店 TEL.042-772-0451
問 い 合 わ せ	勤労福祉課※ TEL.042-769-8238 ※4月1日から「働く人支援課」に変更となります。

● 中小企業退職金等共済掛金補助制度

内 容	市内に事業所のある中小企業で、従業員の退職金のために、勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度または相模原商工会議所の特定退職金共済制度に新規加入契約した事業所に対し、納めた共済掛金の一部を市が補助します。補助率や補助期間など、詳しくはお問い合わせください。
対 象 者	平成18年3月20日以降、新規に加入契約した事業所で市民税を完納していること
手 続 き	毎年2月中に事業所から申請してください。なお、合併前の津久井町及び相模湖町の区域内の事業所は、平成19年2月から申請できます。
受付・問い合わせ	勤労福祉課※ TEL.042-769-8238 ※本庁のみで取り扱います。

● 中小企業融資制度

内 容	市が指定する金融機関から一定の利率で融資を受ける市内の中小企業者に対し、市が利息の一部を金融機関に補助することによって利用者の支払い利息の軽減を図る制度です。利用する制度（①中小企業振興資金、②小企業小口資金、③景気対策特別資金、④景気対策特別小口資金、⑤倒産関連防止資金、⑥起業支援資金、⑦資金繰り円滑化借換資金）によって、補給利率や融資限度額、資格要件等が異なります。また、信用保証協会を利用された場合の保証料補助制度もあります。詳しくはお問い合わせください。
受付・問い合わせ	☎ 産業振興課 TEL.042-769-8237 ※本庁のみで取り扱います。



5 住まい

● シックハウスについての相談

内 容	住まいの建材や内装による体調不良（シックハウス症候群）について相談をお受けします。
受付・問い合わせ	相模原市保健所 ☎ 生活衛生課津久井担当 TEL.042-784-1141 ☎ 生活衛生課 TEL.042-769-8347

● 市営住宅の入居、民間賃貸住宅のあっせん・紹介

市営住宅の入居	市内（合併前の津久井町及び相模湖町を含む）に引き続き1年以上お住まいで、入居申込資格に該当する方が入居できます。入居者の募集は、毎年6月頃と11月頃に行います。入居申込資格や申込手続きについては、「広報さがみはら」などでお知らせします。
民間賃貸住宅のあっせん・紹介	市内にお住まいの60歳以上の高齢者世帯、障害者世帯またはひとり親世帯で、自ら住宅を探すのが困難な方に民間賃貸住宅確保のお手伝いをします。あっせん・紹介できる方の資格要件や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。
問 い 合 わ せ	☎ 津久井建設課 ☎ 相模湖建設課 ☎ 住宅課 TEL.042-769-8256

● 相模原市勤労者住宅資金利子補給制度

内 容	勤労者が、市内にご自分の住宅を新築または購入する際に、中央労働金庫から住宅資金を借り入れた場合、年利3%以内（対象限度額600万円まで）で利子の一部を補給します。 ※住宅を新築・購入する方にとっては、すでに住宅を所有している方は除きます。 ○補助の期間:借入金の返済を始めた月から48か月（4年間）以内
対 象 者	次の条件を満たしている方 ①平成18年3月20日以降に返済を開始し、住宅資金の借入先が中央労働金庫の神奈川県内各支店で融資期間が10年以上、②利子補給申請時に該当する住宅に居住し、申請者が同一事業所に引き続き1年以上勤務し、かつ、市民税を完納していること
受 付 窓 口	住宅資金を借り入れた神奈川県内の中央労働金庫
問 い 合 わ せ	中央労働金庫相模原支店 TEL.042-772-0451 ☎ 勤労福祉課※ TEL.042-769-8238 ※4月1日から「働く人支援課」に変更となります。



6 環 境

● 低公害自動車普及促進事業

低公害自動車購入時の補助	市内に1年以上在住または事業を営む方が、天然ガス自動車または電気自動車を新車として購入しようとする場合、1台あたり20万円（ただし、緑ナンバーの2トン以上4トン未満のトラックは1台あたり10万円）の奨励金を補助します。
低公害自動車の市営駐車場利用料金の割引	市内に在住、在勤または事業を営むハイブリッド自動車、天然ガス自動車または電気自動車を所有する方が、市営有料駐車場（相模原駅自動車駐車場、橋本駅北口[第1・第2]自動車駐車場及び相模大野駅立体駐車場）を利用する場合、1回の利用につき、駐車料金が300円以上かかるときに150円を割引きます。事前に申請し、交付された認証ステッカーを車に貼ってください。
受 付 窓 口	環境保全課 ※本庁のみで取り扱います。
問 い 合 わ せ	☎ 津久井環境課 TEL.042-784-1141 ☎ 環境保全課 TEL.042-769-8241

● 自然エネルギー等利用設備補助事業

内 容	自然エネルギー等利用設備を設置する際に、次のとおり補助制度があります。 ①太陽光発電設備設置補助金、②太陽熱高度利用システム設置補助金、③小規模雨水利用設備設置補助金
受 付 期 間	平成18年度は4月3日から3月上旬まで。(受付窓口での先着順、予算の範囲内での交付となります。)
そ の 他	申請書等は受付窓口で配布しますが、相模原市ホームページからダウンロードも可能です。補助金額や手続きなど、詳しくは「広報さがみはら」及び相模原市ホームページにてお知らせします。
受付・問い合わせ	☎ 津久井環境課 ☎ 相模湖経済環境課 ☎ 環境対策課 TEL.042-769-8240

● 生垣設置奨励金

内 容	みどり豊かなまちづくりの実現と、災害に強いまちづくりの推進のために、身近な「緑」である「生垣」の設置に対して奨励金を交付します。
対 象	市内の市街化区域または用途地域内の「生垣」で、 ①戸建住宅または共同住宅用地内に設置するもの、②住宅用地が国、県または市の道路に接し、道路の幅が基準以上であること、③生垣の長さが3m以上であること
奨 励 金 額	生垣1m当たり5,000円、20m(10万円)が限度額。(予算の範囲内で交付します。)
そ の 他	植栽基準、交付条件等の規定が別途あります。詳細はお問い合わせください。
受 付 期 間	3月20日から随時
受付・問い合わせ	(財)相模原市みどりの協会(相模原麻溝公園内) TEL.042-777-2860



7 動 物

● 犬の登録と狂犬病予防注射(狂犬病予防事業)

内 容	生後91日以上の子犬の所有者は犬の登録を行い、毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせてください。また、合併による住所の表示の変更に伴う住所変更の手続きは必要ありませんが、転入や市内で住所が変わったときは手続きが必要です。なお、現在交付済の犬鑑札につきましては、そのまま使用できます。
受付・問い合わせ	相模原市保健所 ☎ 生活衛生課津久井担当 TEL.042-784-1141 ☎ 生活衛生課 TEL.042-769-8347

● 動物愛護事業

内 容	①犬・猫不妊去勢手術助成事業 市の指定する動物病院で飼い犬や飼い猫が不妊去勢手術を受けるとき、予算の範囲内で手術料の一部を補助します。 補助金の交付を希望する場合は 手術前 に補助金交付申請書を市に提出し、決定通知を受けてください。 ○補助金額 犬:メス4,000円 オス3,000円 猫:メス4,000円 オス2,800円 ②子犬・子猫の里親さがし 生後2~4か月の子犬・子猫を対象に、毎月1回相模原市獣医師会が行っています。 ③犬のしつけ教室 犬の基本的なしつけ方の指導と相談などを行います。ただし、当日は愛犬は同伴できません。
受付・問い合わせ	相模原市保健所 ☎ 生活衛生課津久井担当 TEL.042-784-1141 ☎ 生活衛生課 TEL.042-769-8347

8 農 業

● 農地等の権利移動の許可及び農地転用許可

受 付 窓 口	○平成18年3月20日に現在の相模原市を区域とする「相模原市東農業委員会」と、津久井町及び相模湖町を区域とする「相模原市西農業委員会」を設置します。 ○合併前の津久井町及び相模湖町の区域内の農地法の規定による許可申請は、津久井総合事務所内の相模原市西農業委員会事務局で受付します。 ○相模湖総合事務所に月に一度出張相談窓口を設置します。取り扱う内容は、農地法の規定による、農地の権利の移転、設定、農地以外への転用、農地造成工事に係る相談です。(申請は受付できません。)
受 付 期 間	毎月1日から10日に受付した申請は当月の総会、11日から月末に受付した申請は翌月の総会で審議することとします。なお、総会は毎月25日前後に開催予定です。
対 象 者	①農地の所有者、②農地の権利移転・設定を受ける方
問 い 合 わ せ	☎ 相模原市西農業委員会事務局 TEL.042-784-1141 (☎ 相模原市東農業委員会事務局 TEL.042-769-8292)

9 その他

● 都市計画法に基づく開発許可

内 容	都市計画法に基づく開発許可申請については、受付窓口が神奈川県津久井土木事務所から津久井総合事務所の津久井建設課に変わります。なお、合併前の相模原市の区域内の申請窓口及び開発登録簿の閲覧は従来どおり市役所本庁の開発審査課です。 ○津久井建設課の取扱業務 ①開発行為の許可・建築制限等解除の許可・許可に基づく地位の承継承認及び開発行為に関する証明等の交付など、②開発登録簿の閲覧に関すること
問 い 合 わ せ	津久井建設課 TEL.042-784-1141 相模湖建設課 開発審査課 TEL.042-769-8251

● 開発行為等の指導

内 容	都市計画法に規定する開発行為または中高層建築物、共同住宅等もしくは事務所等の建築もしくは駐車場・資材置場の造成を計画されている方は、事前に市長との協議が必要です。協議が必要となる事業、所要の手続及び当該事業に伴い設置していただく公共施設等は、当分の間、合併前の各町の取扱いと、原則として同じです。
問 い 合 わ せ	津久井建設課 相模湖建設課 開発指導課 TEL.042-769-8250 ※開発行為等の対象となる土地の所在が合併前の各町の地域ごとに、それぞれ各総合事務所の建設課が申請の窓口になります。

● 建築基準法等に関わる事務

内 容	建築基準法等に関わる次の事務については、受付窓口が神奈川県津久井土木事務所から相模原市に変わります。 ①建築基準法に基づく建築物、昇降機、工作物の建築等に関する申請、確認、検査など及び事前の協議、指導に関すること、②確認台帳記載事項証明等に関すること、③既存木造住宅の耐震診断と耐震・防火構造改修助成制度に関すること
問 い 合 わ せ	津久井建設課 TEL.042-784-1141 ※①・②は、合併前の2町の区域の業務を津久井建設課で取り扱います。 建築審査課 TEL.042-769-8255 ※③は本庁のみで取り扱います。

● 公害関係届出・申請

内 容	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、浄化槽法及び相模原市盛土等の規制に関する条例等に定める施設の設置等の届出等（PRTR法関係を除く。）については、受付窓口が神奈川県津久井地域県政総合センターから津久井総合事務所の津久井環境課に変わります。
問 い 合 わ せ	津久井環境課 TEL.042-784-1141 環境保全課 TEL.042-769-8241

● その他

内 容	「暮らしと環境」に関わる業務のうち、次のものは市役所本庁のみで取り扱います。 ①取引や証明に使用するばかり（特定計量器）の検査や計量に関する相談など ②一般・産業廃棄物処理施設の設置許可、収集運搬業の許可及び処分業の許可並びに、これらに関する各種届出など ③都市計画（開発行為の許可及び指導に関するものを除く）に関する各種申請・届出、相談など ④公共交通（鉄道、路線バスなど）に関すること ⑤建築基準法等に規定する申請・届出、相談など ①総合設計制度（広い空地の確保による容積率などの緩和）に係る許可、②仮設建築物などの許可、 ③一団の土地を一敷地とみなすための認定 ⑥屋外広告物の表示等に関する各種申請・届出、相談等
受付・問い合わせ	①消費生活課 TEL.042-769-9228 ②廃棄物指導課 TEL.042-769-8335 ③都市計画課 TEL.042-769-8247 ④都市交通計画課 TEL.042-769-8249 ⑤・⑥建築総務課 TEL.042-769-8252

5 子育て



1 健康

● 乳幼児健康診査				
項目	対象者・受診期間	内容	受診日	会場
妊婦健康診査	妊婦	医科	妊娠中2回	県内協力医療機関
4か月児健康診査	4か月になる月	医科	指定日	相模湖総合事務所（相模湖町） 津久井保健センター（津久井町） シティプラザはしもと（橋本駅北口） ウェルネスさがみはら（富士見） 南保健福祉センター（相模大野）
8か月児健康診査	7か月になった日 ～9か月になる前日	医科	期間中随時	協力医療機関
1歳児健康診査	1歳になった日 ～1歳2か月になる前日	医科	期間中随時	※「乳幼児健康診査協力医療機関名簿」は、市内各保健センター、各総合事務所の市民課、市役所本庁の戸籍住民課と市内各出張所にあります。
1歳6か月児健康診査	1歳6か月になった日 ～1歳8か月になる前日	医科 歯科	期間中随時 指定日	
2歳6か月児歯科健康診査	2歳6か月になる月	歯科	指定日	相模湖総合事務所（相模湖町） 津久井保健センター（津久井町） シティプラザはしもと（橋本駅北口） ウェルネスさがみはら（富士見） 南保健福祉センター（相模大野）
3歳6か月児健康診査	3歳6か月になる月	医科 歯科	指定日	
手 続 き	○各健康診査の対象月となる前月に「乳幼児健康診査のお知らせ」（受診票等必要書類）を対象者に個別通知します。 ○新しい受診者番号は、「乳幼児健康診査のお知らせ」により健診対象月の前月（または前々月）に対象者に個別通知します。各健診で使用する受診票に新しい受診者番号をご記入のうえ、健診会場までお越しください。			
持 ち 物	母子健康手帳、各健康診査受診票等			
そ の 他	各健診は、受診期間内であれば、指定日以外の実施日でも受診が可能です。			
問 い 合 わ せ	相模原市保健所 ☎津久井保健センター ☎津久井保健センター相模湖担当 ☎中央保健センター TEL.042-769-8233			

● 集団予防接種事業・個別予防接種事業						
	種 類	対 象 年 齢	標準的な接種年齢	接 種 方 法	備 考	
集 団	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 18か月未満	6週間以上の 間隔で2回投与	予防接種の実施方法には、日時と会場が決められている「集団接種」と、最寄の協力医療機関で受ける「個別接種」があります。	
	BCG	生後6か月未満	生後3か月～ 6か月未満	1回接種		
個 別	ジフテリア 百日せき 破傷風	1期 三種 混合 初回 追加	生後3か月～ 7歳6か月未満	生後3か月～ 12か月未満	3～8週間の 間隔で3回接種	集団接種の日時・会場などは、市ホームページ及び毎月1日と15日に発行する「広報さがみはら」でお知らせします。 個別接種の協力医療機関は、市ホームページまたは、市役所本庁の保健予防課、各出張所ほかで配布する名簿をご覧ください。 ※麻しん風しん（混合ワクチン）は、麻しんワクチン・風しんワクチンの接種をどちらも受けていない方で、麻しん・風しんのどちらもかかったことがない方が対象となります。
			11歳～13歳未満	11歳	1回接種	
	麻しん 風しん	2期 二種 混合	1歳～2歳未満	—	※1回接種	
			5歳～7歳未満	—	※小学校就学の前年度に1回接種	
日 本 脳 炎	1期 初回 追加	生後6か月～ 7歳6か月未満	3歳	1～4週間の間隔 で2回接種		
			4歳	1期初回（2回）終了後おおむね1年おいて1回接種		
	2期	9歳～13歳未満	9歳	1回接種		
問 い 合 わ せ	相模原市保健所 ☎保健予防課津久井担当 TEL.042-784-1141 ☎保健予防課 TEL.042-769-8346					

● 医療費助成(未熟児養育医療、育成医療及び小児慢性特定疾患医療給付、特定不妊治療費助成)

内 容	①未熟児養育医療 未熟児(2000g以下もしくは身体の機能が未熟の状態生まれた児)で入院養育が必要な乳児に医療費を助成します。 ②育成医療 生まれつきまたは病気などによって身体に障害のある方(18歳未満)が指定医療機関で治療を受ける場合、医療費を助成します。 ③小児慢性特定疾患医療 小児慢性特定疾患に罹患し、一定の基準を満たす方(18歳未満、継続は20歳未満)が市と契約した医療機関で治療を受けた場合、医療費を助成します。 ④特定不妊治療費助成 不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成します。
受付窓口	神奈川県保健福祉事務所から相模原市保健所津久井保健センターに変わります。
問い合わせ	相模原市保健所 ☎ 津久井保健センター ☎ 津久井保健センター相模湖担当 ☎ 中央保健センター TEL.042-769-8345

● 小児医療費助成事業

内 容	各種健康保険に加入している0~5歳児の入院・通院及び小児(6~15歳)の入院時に保険診療の一部負担金を助成します。(入院時の食事代を除く。)0歳は所得制限がありませんが、1~15歳までは所得制限があります。
手 続 き	現在、各町から助成を受けている方(0~2歳)には、3月下旬に新しい医療証を郵送しますので、手続きは不要です。3月31日までは、各町から交付されている医療証をお使いください。 制度拡大(3~5歳)の対象者には、2月上旬に申請書を郵送します。
問い合わせ	☎ 津久井福祉課 ☎ 相模湖福祉課 ☎ 地域医療課 TEL.042-769-8231

2 保 育

● 保育料及び年度途中での入所受付

保 育 料	相模原市の保育料体系に統合します。 ○各町での平成18年度入所申請資料をもとに保育料を決定しますので、手続きは不要です。平成18年度の保育料は、3月下旬に通知する予定です。ただし、所得税を証明するものなど、保育料を決定するうえでの資料が不足している場合は、仮の保育料(最高額)での通知となりますので、未提出の方はお早めにご提出ください。 ※児童保育施設(鳥屋児童保育園・青根児童保育園)の保育料は、合併による変更はありません。
年度途中での入所受付	随時受付窓口にご相談ください。なお、児童保育施設については、津久井総合事務所の津久井福祉課にご相談ください。
受付・問い合わせ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

● ファミリーサポートセンター

内 容	安心とゆとりをもって子育てができるように、会員方式で子育ての手助けが欲しい方(利用会員)と手助けをしたい方(援助会員)を結び付け、地域において子育てを助け合うもので、利用会員に援助会員が有料で保育などの援助活動を行います。 ○利用会員 市内在住、在勤または在学中で、原則として生後3か月から小学校3年生以下(障害児は18歳の学年末まで)の子どもをもつ方 ○援助会員 市内在住、在勤または在学中で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の方(所定の講習会を受講) ○会 費 年額1,200円(月額100円) ○活動内容 保育園、幼稚園、児童クラブ等の開始前、終了後の保育や送迎など ○活動謝礼 (子ども1人あたり) 月~金曜日の午前7時~午後7時 1時間700円 月~金曜日の上記以外の時間帯 1時間900円 土・日曜日、国民の休日、年末年始の終日 1時間900円
問い合わせ	☎ 相模原市ファミリーサポートセンター TEL.042-730-3885(あじさい会館4階 相模原市社会福祉協議会内)

3 手 当

● 幼児養育費

内 容	その年の6月1日現在で相模原市に住民登録か外国人登録をしている方で、小学校就学前3年以内の幼児を養育している方が受けられる手当です。(4月1日現在、市内の保育園に在籍している幼児と、6月1日在園者として相模原市私立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象になりません。) ○支給額 幼児1人につき年額 12,000円(11月に支給されます。)
手 続 き	対象者には9月上旬に申請書を送付します。
問い合わせ	☎ こども育成課 TEL.042-769-8232 ※本庁のみで取り扱います。

● 私立幼稚園の就園奨励補助金

内 容	6月1日現在、認可私立幼稚園に在園する満3歳～5歳児の保護者に対して保育料等の一部を補助します。また、市の単独補助分として在園児1人で12,000円、在園児2人目は24,000円、在園児3人目以降は36,000円を補助します。
受 付 窓 口	在園する幼稚園
問 い 合 わ せ	☎ 津久井教育課 ☎ 相模湖教育課 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282



4 教 育

● 小・中学校

通 学 区 域	○小・中学校の通学区域については、合併による変更はありません。
入学・転校の手続き	○入学の手続き 平成18年度の新入学児童・生徒の『就学通知書』は、各町教育委員会から発送しています。 ○転校の手続き 各総合事務所の市民課や出張所に、市外からの転入や市内転居の届け出をすると、『就学通知書』が交付されますので、それを持って、直接、指定された学校で手続きをしてください。 市外転出、市内転居の場合は、通っていた学校から『在学証明書』と『教科書給与証明書』を受け取り、転出・転居先の学校へ提出してください。
問 い 合 わ せ	☎ 津久井教育課 ☎ 相模湖教育課 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282

● 学校給食

内 容	小・中学校の学校給食については、合併による変更はありません。ただし、合併後3年間でミルク給食を実施している相模原市と相模湖町の中学校給食のあり方を検討します。
問 い 合 わ せ	☎ 学校保健課 TEL.042-769-8283 ※本庁のみで取り扱います。

● 防犯ブザーの貸与

内 容	犯罪のない安全・安心のまちづくりをすすめ、児童・生徒の登下校時の安全確保を図るため、市内の小・中・養護学校（小学部・中学部）に通う児童・生徒全員と市内在住で市外の小・中・養護学校（小学部・中学部）に通う児童・生徒のうち希望者に防犯ブザーを貸与します。
手 続 き	○市内の小・中・養護学校（小学部・中学部）に通う児童・生徒全員に平成18年4月の入学式または始業式の日各学校で貸与します。 ○市内在住で市外の小・中・養護学校（小学部・中学部）に通う児童・生徒のうち希望者は、平成18年4月5日（水）から4月28日（金）までの午前8時30分～午後5時（土・日曜日は除く）に各総合事務所の教育課または市役所本庁の学務課までお越しください。
受 付 ・ 問 い 合 わ せ	☎ 津久井教育課 ☎ 相模湖教育課 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282

● 就学費の援助

内 容	経済的理由で子どもを小・中学校へ就学させることが困難な方に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。
手 続 き	毎年、在校生に対しては、2月中旬ごろまでに、また、新入生に対しては4月上旬ごろまでに保護者用案内チラシを学校を通じて配布します。 申請書は各学校、各総合事務所の教育課及び市役所本庁の学務課にあります。 申請書は毎年提出で、子ども一人につき1部必要です。 ※平成18年度分の在校生向け案内チラシは、合併前に配布します。
受 付 窓 口	申請書の提出は、在学する学校へお願いします。
問 い 合 わ せ	☎ 津久井教育課 ☎ 相模湖教育課 ☎ 学務課 TEL.042-769-8282

6 お年寄り



「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」(高齢者の制度を紹介した冊子)を各総合事務所の福祉課、福祉事務所で配布します。

※サービスを利用するには、市役所または在宅介護支援センターの訪問調査が必要です。(一部サービスを除く)

●ねたきり高齢者等おむつ支給

内 容	在宅のねたきり高齢者等で、紙おむつを必要とする方に支給しています。現在、各町で支給枚数等に相違がありますが、合併時は現行のとおり支給します。
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●給食サービス

内 容	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養バランスのとれた食事を自宅まで直接お届けします。現在、各町で利用者負担に相違がありますが、4月利用分から相模原市の金額に統合します。
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●寝具消毒乾燥サービス

内 容	寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具(掛け布団、敷き布団、毛布、枕)の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行います。
対 象 者	①おおむね65歳以上のねたきり・認知症・ひとり暮らしの方、②夫婦とも高齢者で寝具乾燥の必要が認められる方
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●家事援助サービス

内 容	日常生活を営むのに支障がある高齢者のいる家庭に週1回ホームヘルパーがうかがい、買い物・調理・洗濯・掃除等の日常的な家事のお世話をします。
対 象 者	介護保険に該当しない、在宅の60歳以上の方
問 い 合 わ せ	☎相模原福祉事務所津久井班 ☎相模原福祉事務所相模湖班 ☎相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

●住宅改修相談

内 容	専門の相談員が改修内容等について相談窓口を開設します。予約制ですので、事前に電話予約をお願いします。(予約は3月20日から受付めますが、相談は4月からになります。) ○相談日 津久井福祉課<毎月第2水曜日> 相模湖福祉課<毎月第4水曜日> 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班<毎週火・木曜日> ○相談時間 午前9時～午後4時
対 象 者	高齢者や障害者の自立や家族の介護負担の軽減のために、住宅の改修を検討している方
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●ねたきり高齢者出張理美容サービス

内 容	ねたきりで、理髪店または美容院に行くことが困難な高齢者に対し、理容師・美容師の出張料金の助成券を年間6枚交付します。(年度途中の申請は、申請月から2か月あたり1枚の交付になります。)なお、通常の理美容料金は本人負担です。
対 象 者	おおむね65歳以上で在宅のねたきりの方
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●日常生活用具の給付

内 容	歩行支援用具など、日常生活に役立つ用具を給付します。 ○自己負担 原則として用具購入費の1割(限度額あり) ○対象品目 ①歩行支援用具(手すり、スロープ、歩行器等)、②入浴補助具(シャワーチェア、バスグリップ等)、③腰掛便座、④火災報知器、⑤自動消火器、⑥電磁調理器
対 象 者	対象品目①～③はおおむね65歳以上の援護を要する方(介護保険給付対象者は除く。) 対象品目④～⑥はおおむね65歳以上の援護を要する方(所得制限があります。)
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●はり・きゅう・マッサージ施術料助成

内 容	はり・きゅう・マッサージの施術助成券(1枚2,000円)を年12枚(年度途中の申請は、申請月から1月当たり1枚)交付します。施術料と助成券との差額は自己負担となります。
対 象 者	①70歳以上の方(ただし、70～79歳は所得制限があります。)、②被爆者健康手帳の交付を受けている方(ただし、各種医療手当を受給していない方は所得制限があります。)
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

●電話訪問サービス

内 容	週1回以上、安否確認のための電話をします。利用者負担はありません。
対 象 者	在宅の方で、次のすべてに該当する方 ①60歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯、②心身が虚弱などのため、常時注意が必要な方
問 い 合 わ せ	☎津久井福祉課 ☎相模湖福祉課 ☎保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

● 家族介護慰労金の支給

内 容	介護保険サービスを利用せずに高齢者を在宅で介護している方に、年1回慰労金を支給します。 ○申請期間（基準日） 4月中（4月1日）、6月中（6月1日）、8月中（8月1日）、11月中（11月1日） ○支給額 ①高齢者の属する世帯と介護者の属する世帯のどちらもが、市県民税非課税世帯の場合は、100,000円 ②①以外は、60,000円
対 象 者	基準日現在で、過去1年以上要介護4または5と認定されている65歳以上の高齢者の方を介護保険サービス（年間7日間までのショートステイの利用を除く）を受けずに常時家庭で介護している方（1年以上市内にお住まいの高齢者及び介護者に限ります。）
手 続 き	基準日ごとに「広報さがみはら」でお知らせしますので、該当者は手続きをしてください。 ☎ 津久井福祉課 ☎ 相模湖福祉課 ☎ 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

● 高齢者住宅設備改善費助成事業

内 容	60歳以上の高齢者のいる世帯で、介護予防を目的として、手すりの設置、段差解消等による転倒防止等の住宅改造をするために要する費用の一部を助成します。助成の対象となる工事や助成対象額など、詳細はお問い合わせください。※助成は高齢者の属する世帯につき、原則として1回までです。
対 象 者	次のすべてにあてはまる方（ただし、介護保険サービスを利用できる方や障害福祉の住宅改修等の助成対象の方は除きます。） ①虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の方 ②高齢者の属する世帯が、市民税非課税または均等割のみ課税されている世帯の方
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

● 電話の貸与

内 容	電話を貸与し、毎月の基本料と1,000円までの通話料を市が負担します。 ○利用者負担 毎月の通話料が1,000円を超えた場合、その超えた額
対 象 者	在宅の方で、次のすべてに該当する方 ①60歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯、②市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）、③現に電話（携帯電話を含む）をお持ちでない世帯
問 い 合 わ せ	☎ 津久井福祉課 ☎ 相模湖福祉課 ☎ 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

● 緊急一時入所サービス

内 容	在宅のねたき高齢者や認知症高齢者の介護者が入院や介護疲れなどにより介護できない場合に、特別養護老人ホームなどで高齢者を一時的にお預かりします。なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、介護保険サービスを先に利用していただきます。 利用期間は、2か月を限度とします。ただし、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度となります。また、介護疲れでの利用は、1か月に7日以内の利用となります。 ○利用者負担 施設利用料・居住費及び食事代（施設により異なります。）
対 象 者	在宅の60歳以上の方で、次のいずれかに該当する方 ①介護保険非該当の方で、身体上または精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障のある方 ②介護保険の要介護・要支援認定を受けた方で、介護保険サービスの利用限度以上に一時入所が必要な方
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

● あじさい大学（高齢者大学）

内 容	芸術、文学、健康、園芸の4学部35学科を開設し、学習活動を通しての仲間づくりをすすめています。
対 象 者	市内に住所を有する60歳以上の方（広報さがみはら4月1日号に詳細を掲載予定）
問 い 合 わ せ	☎ 高齢者福祉課 TEL.042-769-9231 ※本庁のみで取り扱いします。

● 敬老祝金の贈呈、敬老訪問

敬老祝金の贈呈	毎年9月に長寿をお祝いして、77歳・80歳・88歳・90歳・95歳・99歳・100歳以上の高齢者に、敬老祝金をお贈りします。
敬老訪問	毎年9月に、市内の100歳以上の高齢者を訪問し、長寿と健康をお祝いします。
問 い 合 わ せ	☎ 高齢者福祉課 TEL.042-769-9231 ※本庁のみで取り扱いします。

7 障害のある方

「障害のある方のための福祉のしおり」(障害者の制度を紹介した冊子)を各総合事務所の福祉課、福祉事務所で配布します。

1 相談窓口

療育相談事業	
内 容	<p>①療育相談 心身の発達に心配のある児童に関する相談及び家族への支援を行います。</p> <p>②児童デイサービス 就学前の児童を対象とした児童デイサービスを実施します。利用にあたり、ご負担いただく費用があります。</p> <p>③医療相談及び機能訓練 ①または②の児童に対して、必要に応じて整形外科・小児神経科の医療相談及び運動・言語面の機能訓練を行います。 ※電話でご相談ください。面接相談は予約制です。</p>
問 合 せ	<p>☎ 津久井療育相談室 ☎ 相模湖療育相談室 ☎ 陽光園療育相談室 TEL.042-756-8410</p>



2 医療・手当・助成

重度障害者医療費助成事業	
内 容	保険診療の一部負担金、または老人保健法の医療の一部負担金を助成します。(入院時の食事代は除く。)
対 象 者	<p>次の条件のいずれかに該当し、各種健康保険に加入している方</p> <p>①身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方、②知能指数が35以下の方、③身体障害者手帳の3級をお持ちで、かつ知能指数が50以下の方、④精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)の1級または2級をお持ちの方</p>
手 続 き	<p>現在、各町から助成を受けている方には、3月下旬に新しい医療証を郵送しますので、手続きは不要です。3月31日までは、各町から交付されている医療証をお使いください。</p> <p>制度拡大対象者(精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)の1級・2級の方)には、2月上旬に申請書を郵送します。</p>
問 合 せ	<p>☎ 津久井福祉課 ☎ 相模湖福祉課 ☎ 地域医療課 TEL.042-769-8231</p>

市中心身障害者福祉手当支給事業	
内 容	在宅で次の障害程度に該当する方に手当を支給します。なお、手当は、申請された月からの支給となります。
対 象 者	<p>①重度障害者：身体障害者手帳1・2級、知能指数35以下、身体障害者手帳3級でかつ知能指数50以下</p> <p>②中度障害者：身体障害者手帳3級、知能指数40以下、身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下</p> <p>○支 給 額 ①重度障害者 月額5,000円 ②中度障害者 月額3,000円</p> <p>○支給方法 9月(4~9月分)と3月(10~3月分)に口座振込み</p> <p>※経過措置の福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当が支給される方、及び施設に入所している方(通所は除く)は、支給対象になりません。</p>
手 続 き	3月20日から手帳、印鑑、本人名義の預金通帳を持って、直接窓口で手続きをしてください。
問 合 せ	<p>☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706</p>

障害児者宿泊費助成事業	
内 容	障害児者等が健康の保持及びレクリエーションのため宿泊施設を利用した場合に、宿泊費の一部を助成します。(1人につき年1回1泊のみ) ○助成額 障害児者1人1泊 3,000円
対 象 者	障害児者 ※平成18年3月31日までは、障害児者1人につきその家族の方などの介護者1人分も助成対象となります。(助成額3,000円)
手 続 き	印鑑 *宿泊する2週間前までに申請してください。3月31日までの宿泊に係る申請については、事前にご相談ください。
受付・問い合わせ	<p>☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706</p>

● 福祉タクシー利用料・自動車燃料費助成事業

内 容	次の障害程度に該当する方等がタクシー、自動車等を利用する場合に、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを申請月から3月分まで交付します。 ○助成内容（交付方法） ①福祉タクシー利用券 年額36,000円（500円の利用券×6枚／月） ②自動車燃料給油券 ・本人運転（障害者本人が自動車を所有かつ運転する場合）年額24,000円（1,000円の給油券×2枚／月） ・家族運転（同居の家族が自動車を所有または運転する場合）年額12,000円（1,000円の給油券×1枚／月）
対 象 者	①身体障害者（身体障害者手帳1級・2級）、②知的障害者（療育手帳A1・A2、知能指数35以下）、③特定疾患患者、④小児慢性特定疾患患者、⑤精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級・2級） ※施設に入所されている方（通所は除く）は、助成対象になりません。
手 続 き	手帳または受給者証等（特定疾患医療受給者証、特定疾患認定通知書、小児慢性特定疾患医療給付決定書）及び印鑑を持って、3月20日から各受付窓口へ直接申請してください。 ○自動車燃料給油券選択の場合は、運転する方の運転免許証、自動車検査証が必要です。 ○申請は年度1人1回です。申請は年度ごとに行います。 ○申請後、福祉タクシー利用券と自動車燃料給油券を変更することはできません。
受付・問い合わせ	対象者①～④ ☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706 対象者⑤ 相模原市保健所 ☎ 保健予防課津久井担当 ☎ 津久井保健センター相模湖担当 ☎ 保健予防課 TEL.042-769-8260



● 住宅設備改善費助成事業

内 容	住宅設備を障害者に適するように改善するための経費を、対象工事等の限度額内で助成します。ただし、所得等により助成額が異なります。
対 象 者	身体障害者手帳1・2級の方など（対象工事により異なります。）
手 続 き	身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、見積書、工事箇所の見取図
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

3 各種サービス

● 身体障害者福祉車両等運行事業

内 容	各町で実施方法に相違がありますが、合併時は現行のまま行います。
対 象 者	在宅の重度障害（児）者等 ※事前にご相談ください。
問 い 合 わ せ	相模原市社会福祉協議会津久井町地域事務所 TEL.042-784-3393 相模原市社会福祉協議会相模湖町地域事務所 TEL.042-685-1033

● 障害児者入浴サービス事業

内 容	各町で実施方法に相違がありますが、合併時は現行のまま行います。
対 象 者	在宅の重度障害（児）者等 ※事前にご相談ください。
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

● 手話・要約筆記通訳者の派遣

内 容	個人的な用務での市役所、学校、病院等における相談・手続き等の通訳にあたります。
対 象 者	聴覚障害者、音声・言語機能障害者
手 続 き	利用する日の7日前までに申請書を提出してください。 ※電子申請可
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

● 身体障害児者補装具給付事業

内 容	身体障害児者の身体の欠損または機能の損傷を補い日常生活を容易にするため、補装具の交付や修理を行います。
対 象 者	身体障害児者（身体障害者手帳の交付を受けている方）
手 続 き	身体障害者手帳、印鑑、見積書、判定（意見）書（必要な場合のみ）、同居の家族で所得がある方全員の前年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

● 身体障害児者等日常生活用具給付事業

内 容	身体・知的障害児者の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行います。従来の品目に市制度のエアーマットレス、シャワーチェアが、給付品目に追加されます。
対 象 者	身体・知的障害児者（身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方）
手 続 き	手帳、印鑑、見積書、同居の家族で所得がある方全員の前年分の確定申告書の写しまたは源泉徴収票
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6706

8 その他の福祉

1 生活保護



● 生活保護

内 容	生活保護に関わる事務については、神奈川県津久井保健福祉事務所から引き継がれ、相模原福祉事務所津久井班で実施しますので、現在受給中の方は手続き不要です。
問 い 合 わ せ	☎ 相模原福祉事務所津久井班 ☎ 相模原福祉事務所相模湖班 ☎ 相模原福祉事務所 TEL.042-750-6705

2 母子・父子家庭の方への援助

● 母子・父子家庭等福祉手当

内 容	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当(1世帯月額3,000円)を支給します。(所得制限あり)
対 象 者	次の①～④のいずれかに該当する方 ①配偶者と離婚し、または死別した方で現に児童を養育している方、②配偶者に1年以上遺棄されている方で現に児童を養育している方、③父母に代わって、または1年以上遺棄されている児童と生計を共にしている方で現に養育している方、④その他、①～③に準ずる方
手 続 き	請求者及び児童の戸籍謄本、印鑑、請求者名義の銀行等預金通帳をお持ちのうえ直接受付窓口へ(3月20日から受付可)。なお、平成17年1月1日に津久井町、相模湖町または相模原市に住所のなかった方は、平成17年1月1日に居住していた市区町村発行の課税証明書(平成16年中の税額の証明書)が必要です。
受付・問い合わせ	☎ 津久井福祉課 ☎ 相模湖福祉課 ☎ こども育成課 TEL.042-769-8232 保健福祉総合相談課 TEL.042-769-8349

● 母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業

内 容	母子家庭の母が、自立に必要な資格を取得するため、教育訓練機関において修学するときに費用の一部(40%相当額)を教育訓練給付金として支給します。
手 続 き	すでに神奈川県において講座指定を受け、受講中の場合は、そのまま神奈川県が支給します。新たに3月21日以降開始の講座に修学を希望される方から相模原市で受付します。必ず、入学手続き前に講座指定の申請を行ってください。
問 い 合 わ せ	☎ こども育成課 TEL.042-769-8232(申請前に必ずお問い合わせください。) ※本庁のみで取り扱います。

● 母子家庭高等技能訓練促進費支給事業

内 容	母子家庭の母が、生活の安定につながる資格を取得するため、2年以上の教育訓練期間を要する教育訓練機関に修学している場合、修学期間の最後の1/3について高等技能訓練促進費を支給します。
手 続 き	すでに神奈川県から支給が開始されている方は、最終月(卒業)まで神奈川県が支給します。新たに4月以降申請資格を取得して申請される方は、相模原市で受付します。
問 い 合 わ せ	☎ こども育成課 TEL.042-769-8232(申請前に必ずお問い合わせください。) ※本庁のみで取り扱います。

● 母子寡婦福祉資金貸付事業

内 容	母子家庭及び寡婦に対し、自立に必要な資金を貸付します。
手 続 き	○現在神奈川県に返済中の方は、合併後も完済まで神奈川県にご返済ください。 ○現在修学資金等を継続して借入れ中の方は、最初に貸付決定した期間中(卒業まで)は、神奈川県が貸付します。 ○4月分以降の新規借入れについては、相模原市が受付し、貸付します。
問 い 合 わ せ	☎ こども育成課 TEL.042-769-8232(申請前に必ずお問い合わせください。) ※本庁のみで取り扱います。

● 相模原市施設利用優遇扱い

内 容	母子・父子家庭等は相模川ふれあい科学館、市立博物館等での優遇があります。児童扶養手当証書やひとり親の医療証をお持ちの方は、各施設で提示すると優遇を受けられます。児童扶養手当証書等をお持ちでない方には施設利用証を発行します。
問 い 合 わ せ	☎ こども育成課 TEL.042-769-8232 ※本庁のみで取り扱います。

3 社会福祉協議会

● 社会福祉協議会の合併(名称等の変更)

内 容	津久井町社会福祉協議会と相模湖町社会福祉協議会は、平成18年3月20日に相模原市社会福祉協議会と合併します。合併に伴い、名称が次のとおり変更となります。 ○津久井町⇒相模原市社会福祉協議会津久井町地域事務所 ※津久井総合事務所第2別館(現在の津久井町役場新分庁舎)1階に移転します。 ○相模湖町⇒相模原市社会福祉協議会相模湖町地域事務所
受付・問い合わせ	津久井町地域事務所 TEL.042-784-3393 相模湖町地域事務所 TEL.042-685-1033

9 保健・衛生



● 平成18年度基本健康診査事業

健診の種類	基本健康診査		C型及びB型肝炎ウイルス検査	大腸がん検診
	必須検査	選択検査 (医師の判断により実施)		
対象者	40歳以上の方 ※職場等で健康診断を受ける機会がある方は対象外です。 ※65歳以上の方には、「介護予防のための生活機能評価」を追加実施します。		平成18年4月2日から平成19年4月1日の間に40・45・50・55・60・65・70歳になる方。対象とならない方で①過去に肝機能異常を指摘されたことがある方、②広範な外科的処置を受けたことがある方、③妊娠・分娩時に多量の出血をしたことがある方は、受診前に市保健所へ電話でお申し込みください。 ※肝炎検査は平成14年度～18年度の間で1回のみ受診することができます。	希望により基本健康診査と併せて受診できます。
健診内容	問診、身体計測、 血圧測定、検尿、 採血による高脂血症・肝機能・腎機能・血糖の検査	心電図・眼底・貧血・ヘモグロビンA1c等のうち必要な検査		
費用	1,000円		1,200円	500円
健診場所	市内協力医療機関（協力医療機関名簿は受診券と同封して送付します。）			
健診期間	通年（医療機関と事前に受診日を調整のうえ受診してください。）			
【手続き等】	<p>○健診を受けるためには、市が発行する受診券が必要となります。平成18年4月に送付する「検診のご案内」に付いている申込書、電話等で申し込んでください。</p> <p>○平成18年4月2日から19年4月1日までの間に40・45・50・55・60・65・70歳になる方については、特に申し出がなくても肝炎検査を受診できる受診券を送付します。それ以外の方で肝炎検査を希望する方は、受診券申込みの際にお問い合わせください。（平成14年度以降、基本健康診査と同時に肝炎検査を受診したことがある方は対象外です。）</p> <p>○大腸がん検診については、特に申し出がなくても受診できる受診券を送付します。</p> <p>○30歳代の国民健康保険加入の方は、基本健康診査を受診できる場合があります。14ページをご覧ください。</p>			
問い合わせ	☎ 相模原市保健所 中央保健センター TEL.042-769-9220 ※本庁のみで取り扱います。			

● 平成18年度がん検診事業

検診の種類	胃がん	子宮がん		乳がん		肺がん		大腸がん
対象者	40歳以上	20歳以上の女性		30歳以上の女性	40歳以上の女性	40歳以上 (施設検診のX線は50歳以上)		40歳以上
検診内容	胃部X線 (バリウム)	視診と細胞診 頸部 頸部と体部 【注1】		視触診 【注2】	視触診と マンモグラフィ 【注3】	X線	X線と喀痰	検便 (2日法) 【注4】
施設検診(協力医療機関)	2,900円	1,700円	2,200円	700円	2,000円	800円	1,700円	500円
集団検診(検診車)	900円	600円	実施なし	400円	2,000円	200円	700円	500円
メディカルセンター【注5】		実施なし		700円	2,000円	実施なし		
【注1】	子宮がんの体部検診は、医師の判断により実施します。							
【注2・3】	乳がん検診は、30～39歳以上の女性は視触診のみ、40歳以上の女性は視触診のみか、視触診とマンモグラフィ併用検診のどちらかを選択できます。							
【注2】	視触診は、毎年度受診することができます。							
【注3】	視触診とマンモグラフィ併用検診は、前年度に集団検診または施設検診でマンモグラフィ検査をした方は対象外です。（視触診は受診できます。）							
【注3】	集団検診における視触診とマンモグラフィ併用検診は、1日の申込者が45人を超えた場合は、抽選により受診者を決定します。							
【注4】	施設検診における大腸がん検診は、基本健康診査と併せて受診する方のみが対象です。（大腸がんの単独検診はできません。）							
【注5】	メディカルセンターは、相模原市富士見6-1-1と相模大野4-4-1にある施設です。							
【手続き等】	<p>○検診を受けるためには、市が発行する受診券が必要となります。平成18年4月に送付する「検診のご案内」に付いている申込書、電話等で申し込んでください。</p> <p>○施設検診の検診期間は、通年です。医療機関と事前に受診日を調整のうえ受診してください。</p> <p>○がん集団検診は、1日に胃・子宮・乳・肺・大腸がん検診すべてを実施します。受付時間は、午前が男性8時45分～9時30分、女性9時30分～11時、午後が男女とも1時30分～2時30分です。（胃がん検診は午前のみ、乳がん検診におけるマンモグラフィ検診の受付時間は、別に指定した時間となります。）</p>							
問い合わせ	☎ 相模原市保健所 中央保健センター TEL.042-769-9220 ※本庁のみで取り扱います。							

● 食品や食中毒に関する相談

内容	食品の取扱方法や表示、添加物についての相談、食中毒について知りたいとき、食中毒の疑いがあるときなどのご相談ください。また、お店が不衛生であったり、購入した食品の衛生に問題があったときなどもご相談ください。
問い合わせ	相模原市保健所 ☎ 生活衛生課津久井担当 TEL.042-784-1141 ☎ 生活衛生課 TEL.042-769-9234

10 広報・広聴



● 広報紙の発行

	「広報さがみはら」	「(仮称) 地域自治区広報紙」	「さがみはら市議会だより」
内 容	市の施策をはじめ、催しや講座の案内などの市政情報	地域協議会の情報や地域自治区内を対象としたお知らせなど	議会の活動状況など
発 行 日	毎月1日と15日に定例号、必要に応じ臨時号	4月から毎月15日	定例会(3月、6月、9月、12月)閉会後おおむね1か月後の1日もしくは15日、また必要に応じて臨時会号
配 布 方 法	①新聞折込②公共施設等での配布(地域自治区広報紙は地域自治区内のみ) ③ホームページでの配信 ④郵送		
対 象	市民	各地域自治区の住民	市民
問 い 合 わ せ	☎ 広聴広報課※ TEL.042-769-8200	☎ 津久井町地域自治区事務所 地域振興課 ☎ 相模湖町地域自治区事務所 地域振興課	☎ 議会事務局 庶務課 TEL.042-769-8277 議事調査課 TEL.042-769-8278
視覚障害のある方などを対象にした広報	「点字版広報さがみはら」または「声の広報さがみはら(テープ)」	「声の地域自治区広報(テープ)」	「さがみはら市議会だより(点字版)」または「さがみはら市議会だより(録音版)」

※ 広報紙及び点字版広報・声の広報(テープ)の郵送をご希望の方は…

【申込方法】

次のいずれかの方法により申し込みしてください。

①郵送依頼票の場合

合併前は各町広報担当課及び津久井町各支所で、合併後は各総合事務所の地域自治区事務所地域振興課及び津久井町内の各出張所(合併前の各支所)に配置してある依頼票で手続きしてください。

②電話の場合

合併前、合併後いずれも市役所本庁の広聴広報課※(TEL.042-769-8200)へ。

※4月1日以降は、「広報課」の担当となります。

【受付期間】

2月20日から随時(3月6日までに手続きすると、3月20日発行の「広報さがみはら」合併記念特集号の郵送に間に合いません。)

● ホームページによる広報

相模原市ホームページ

(<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>)

では、市の施策をはじめ、催しや講座の案内などの市政情報を提供しています。トップページからは、各地域自治区メニューや市議会のホームページにもアクセスできます。

また、「iモード」「vodafone live!」「EZweb」「Lモード」の端末からも、情報を入手することができます。

【アクセス方法】

バーコード読み取り機能付き携帯電話をご利用の場合、右の2次元バーコードを撮影すると簡単にアクセスできます。



● 「わたしの提案」制度

内 容 市民の皆さんのご意見やご提案などを市政に反映させるための制度です。市役所や出張所、公民館などの市の機関に「わたしの提案」専用用紙を用意しています。また、電子メール(市のホームページ)、ファクス(FAX.042-730-5258)などでも受け付けています。

受 付 期 間 3月20日から随時

申込み・問い合わせ ☎ 広聴広報課※ TEL.042-769-8299 ※4月1日以降の広聴業務は、「市民相談課」の担当となります。

11 消防・救急・急病診療

1 消防・救急



● 消防業務及び消防団

消 防 業 務	<p>○津久井郡消防本部は、3月20日から相模原市消防本部に統合され、相模原市津久井消防署となります。本部機能（企画事務及び予防事務の一部等）は相模原市の本部に統合しますが、津久井地域の消防署及び分署等は現行のとおりです。</p> <p>○津久井消防署には、消防署の管理を行う警備課や予防事務を行う査察指導課が置かれるとともに、災害時の消防活動を円滑に行うための指揮隊が配置されます。また救助隊が強化されます。</p> <p>○各種の申請、届出等は、最寄の消防署または分署等にお問い合わせください。</p>
消 防 団	<p>○津久井町消防団及び相模湖町消防団は、相模原市消防団に統合し、それぞれ相模原市津久井消防団、相模原市相模湖消防団という名称になります。</p> <p>○合併後は、相模原市相模原消防団を含め3団の消防団となります。</p>
問 い 合 わ せ	津久井消防署 TEL.042-685-0119（現在の津久井郡消防本部） ☎ 消防総務課 TEL.042-751-9105

● 119番

【火事と救急は119番】

119番通報の受信は、新相模原市の消防指令システムが更新されるまでの間、現行の津久井消防署の指令室と相模原市消防指令センターの2箇所で行います。

- 携帯電話からも局番なしの「119番」で通報できます。（車で移動中は必ず停車してから。）
- 軽い病気やけがのときは、なるべく自家用車などを利用してください。夜間や休日などで診療してもらえる病院がわからないときは、当番病院案内（TEL.042-685-0099）へお問い合わせください。

● お知らせ

【住宅用火災警報器の設置が義務付けられます】

消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日までに、住宅用火災警報器の設置が必要になります。詳しくは、津久井消防署（TEL.042-685-0119）へお問い合わせください。

【津久井郡広域行政組合の消防施設】

津久井郡広域行政組合の解散後、組合の消防施設と業務は相模原市に引き継がれます。平成18年3月20日からの津久井町と相模湖町の区域内にある各施設の名称は、39ページの一覧表70番から73番をご覧ください。

2 急病診療



● 急病診療事業

【医 科】

- 休日診療：休日（日曜日・祝日・年末年始）に急病のときは、次のとおり受診できます。
 - ・診療科目・・・内科・小児科
 - ・利用時間・・・午前8時45分～正午、午後0時45分～午後4時、午後7時～午後10時（受付は各時間帯終了時の30分前まで）
 - ・診療場所・・・津久井郡急病診療所（事前に電話連絡をしてください。TEL.042-784-5199）
 - ※耳鼻咽喉科・眼科（休日昼間午前9時～午後5時）については、当番病院案内（TEL.042-685-0099）へ連絡し、当番医療機関（相模原南メディカルセンターなど）を確認してから受診してください。
- 夜間診療：夜間（平日・土曜日）に急病のときは次のとおり受診できます。
 - ・利用時間・・・午後7時～午後10時（受付は終了時間の30分前まで）
 - ・診療場所・・・在宅当番医制度（津久井町・相模湖町・城山町・藤野町の当番病院または診療所）
 - ※在宅当番医表については6・9・12・3月の1日に新聞折込にてお知らせします。
 - ※午後10時以降は当番病院案内（TEL.042-685-0099）へお問い合わせください。

【歯 科】

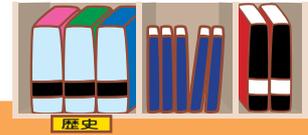
- 休日の昼間（日曜日・祝日・年末年始）に急に歯が痛くなったときは次のとおり受診（応急処置）できます。
 - ・受付時間・・・午前8時45分～午前11時30分、午後1時15分～午後4時30分
 - ・診療場所・・・休日急患歯科診療所、富士見6-1-1ウェルネスさがみはらB館2階相模原口腔保健センター
 - ・問い合わせ先・・・相模原歯科医師会（TEL.042-756-1501）

【柔道整復治療】

- 休日の昼間（日曜日・祝日・年末年始）に、ねんざ・打撲・脱ぎゅうなどでお困りのときは、柔道整復師会相模支部会員の接骨院・整骨院が当番で応急施術を行います。
 - ・診療時間・・・午前9時～午後5時
 - ・問い合わせ先・・・柔道整復師会相模支部（フリーダイヤル TEL.0120-19-4199）へ。

12 文化・教養・レクリエーション施設

主な施設を紹介します。



● 図書館							
利用方法	①新市内の図書館、図書室はすべて利用できます。 ②合併後の利用方法は、今までと変わりません。貸出券等の住所変更の手続きは必要ありません。資料の貸し出しを受ける場合は、合併前の市町ごとの図書館、図書室でそれぞれ登録が必要です。						
主な図書館・室	<table border="1"> <tr> <td>合併前の相模原市内</td> <td>図書館(鹿沼台2-13-1)、相模大野図書館(相模大野4-4-1)、橋本図書館(橋本3-28-1)、相武台分館(新磯野4-8-7)、公民館等図書室</td> </tr> <tr> <td>合併前の津久井町内</td> <td>文化福祉会館図書室(津久井町中野633-1)、串川ひがし地域センター図書室(津久井町根小屋1619-1※合併前の串川ひがし会館)、地域センター等図書室</td> </tr> <tr> <td>合併前の相模湖町内</td> <td>桂北公民館図書室(相模湖町与瀬1134-3)</td> </tr> </table>	合併前の相模原市内	図書館(鹿沼台2-13-1)、相模大野図書館(相模大野4-4-1)、橋本図書館(橋本3-28-1)、相武台分館(新磯野4-8-7)、公民館等図書室	合併前の津久井町内	文化福祉会館図書室(津久井町中野633-1)、串川ひがし地域センター図書室(津久井町根小屋1619-1※合併前の串川ひがし会館)、地域センター等図書室	合併前の相模湖町内	桂北公民館図書室(相模湖町与瀬1134-3)
合併前の相模原市内	図書館(鹿沼台2-13-1)、相模大野図書館(相模大野4-4-1)、橋本図書館(橋本3-28-1)、相武台分館(新磯野4-8-7)、公民館等図書室						
合併前の津久井町内	文化福祉会館図書室(津久井町中野633-1)、串川ひがし地域センター図書室(津久井町根小屋1619-1※合併前の串川ひがし会館)、地域センター等図書室						
合併前の相模湖町内	桂北公民館図書室(相模湖町与瀬1134-3)						
問い合わせ	☎ 津久井教育課 ☎ 相模湖教育課 ☎ 図書館 TEL.042-754-3604						

● 視聴覚ライブラリー	
所在地	鹿沼台2-13-1(図書館2階)(案内図は39ページをご覧ください。)
利用できる人	①市立の教育機関及び市内で活動する社会教育関係団体等、②市内に居住・在勤・在学の方(個人の場合は利用範囲が限られています。)、③その他教育委員会が認めるもの
利用できる内容	16ミリ映写機、プロジェクター等の機材や16ミリ映画、ビデオ等の教材を貸し出します。また、調整室等での教材製作、視聴覚室での映画・ビデオ上映会もできます。 ○視聴覚機材・教材の貸出 16ミリ映写機・プロジェクター・スクリーン等、16ミリフィルム・ビデオ・DVD等 ○施設の利用 視聴覚室、スタジオ、調整室、教材作製室、暗室が利用できます。
利用方法	○利用者の登録をしてください。(利用券の発行) <団体登録> 団体の会則と会員名簿が必要です。 <個人登録> 運転免許証または健康保険証、学生証等が必要です。 ○利用は予約制です 利用希望日の2か月前から2日前までにお申し込みください。(利用券の番号が必要となります。) 予約は電話でできます。
問い合わせ	視聴覚ライブラリー TEL.042-753-2401



● 相模川ピレッジ若あゆ(相模川自然の村野外体験教室)	
青少年団体がさまざまな体験「豊かな体験」が展開できる宿泊施設です。	
所在地	大島3497-1(案内図は39ページをご覧ください。)
主な施設	児童・生徒室28室(1室定員10人)、障害児室2室(1室定員3人)、引率者室4室(1室定員5人)、クラフトルーム、ワークルーム、虹のシアター、ふれあいホール、銀河ドーム(天体観測室)、川のレストラン、野外炊事場など
利用可能日	原則として学校利用日以外(学校の休業日)は、青少年団体等が利用できます。
利用方法	市内に在住か在学の18歳以下の青少年で構成される青少年団体は、利用月の3か月前の1~10日にさがみはらネットワークシステムか、直接相模川ピレッジ若あゆへ抽選申込みをしてください(抽選)。空き施設利用の申込みは、利用月の3か月前の21日から随時受付します。
利用料金	児童・生徒室1室8,000円、引率者室1室4,000円。ただし、市内の青少年団体には減免措置があります。また、食事、教材代などは別途料金となります。
交通	バス=上大島下車 徒歩20分
休館日	原則として毎月第3月曜日及び年末年始(12月28日~1月3日) ※点検業務の関係で変更する場合があります。
問い合わせ	相模川ピレッジ若あゆ TEL.042-760-5445



● 相模川清流の里（相模川自然の村）

家族や友人などで気軽に利用できる宿泊施設です。相模川の景観を楽しみながら食事ができるレストラン、お風呂などがあります。

所在地	大島3497-1（案内図は38ページをご覧ください。）
主な施設	10室（定員47人）、浴場、レストラン、大広間、プレイルーム、娛樂室
利用方法	市内に在住か在勤、在学の方は、利用日の3か月前の1日～10日にさがみはらネットワークシステムか、相模川清流の里に申し込んでください（抽選）。空き施設の利用申込みは利用月の3か月前の21日から随時受け付けます。
利用料金	6,300円～7,500円（1室2名以上の利用・1泊2食付き）
交通	バス＝上大島下車 徒歩20分
休館日	月2回（不定期）
問い合わせ	相模川清流の里 TEL.042-760-2711

● 相模原市民たてしな自然の村

長野県立科町の白樺高原にある宿泊施設です。小旅行の拠点に、野外活動の場にご利用ください。

所在地	長野県北佐久郡立科町大字芦田ハケ野字赤沼平995（案内図は39ページをご覧ください。）
主な施設	キャビン14棟（5人用9棟、15人用5棟）、テント10張（利用期間7月1日～8月31日）、食堂、集会施設、共同炊事場など
利用方法	市内に在住か在勤、在学の方が利用できます。利用日の利用月の3か月前の1日から利用日の3日前までにさがみはらネットワークシステムまたは下記の問い合わせ先に申し込んでください。
利用料金	5人用キャビン7,500円、15人用キャビン15,000円、テント（常設）600円、いずれも1棟か1張の1泊料金
交通	車＝中央自動車道諏訪インターで下り、ピーナスラインを利用 電車・バス＝JR中央本線茅野駅からバスを利用
問い合わせ	けやき会館 TEL.042-753-3333（平成18年3月31日まで） 平成18年4月1日以降はたてしな自然の村 TEL.0267-55-6776

● 青根緑の休暇村いやしの湯

地下1,310mから湧き出している無色透明の天然温泉です。大広間では、地元産の野菜や山菜を使った料理なども味わうことができます。自然に囲まれたいやしの湯で、安らぎの時間をお過ごしください。

所在地	津久井町青根844（案内図は39ページをご覧ください。）																						
主な施設	大浴場・露天風呂・サウナ室 各2箇所（1週間ごとに男女を入れ替えます。）、大広間、貸切休憩室 ※休暇村センター（食堂、宿泊施設、テニスコート）や津久井合唱館（合唱練習施設）、キャンプ場が隣接しています。																						
営業日時	○休館日 毎週火曜日（火曜日が祝祭日の場合は翌日） ○営業時間 午前10時から午後9時まで（ただし12～3月は午後8時まで）※入館は終了時間の30分前まで																						
利用料金	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">温泉施設</td> <td rowspan="3">3時間まで</td> <td>大人</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日</td> <td>大人</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>貸切休憩室</td> <td>3時間</td> <td>10畳（1室につき）</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用料金	温泉施設	3時間まで	大人	600円	小学生	300円	障害者	300円	1日	大人	900円	小学生	500円	障害者	500円	貸切休憩室	3時間	10畳（1室につき）	3,000円
区分		利用料金																					
温泉施設	3時間まで	大人	600円																				
		小学生	300円																				
		障害者	300円																				
	1日	大人	900円																				
		小学生	500円																				
		障害者	500円																				
貸切休憩室	3時間	10畳（1室につき）	3,000円																				
交通	車＝国道413号で橋本から約70分 バス＝「三ヶ木」から「東野」行き終点で下車 徒歩20分																						
問い合わせ	いやしの湯 TEL.042-787-2288																						

● 相模湖記念館

相模湖の歴史や自然、日本初の多目的ダムとして建設された相模ダムの役割等を、子どもから大人まで楽しみながら学べる参加体験型のミュージアムです。

所在地	相模湖町与瀬259-1（県立相模湖交流センター案内図は38ページをご覧ください。）
主な施設	「水の循環」をテーマに、湖・街・海・森の4つのゾーンに分けて展示しています。 ※県立相模湖交流センター内には、多目的ホール、アートギャラリー、レッスン室、喫茶室コーナー等の施設があります。
利用料金	無料
交通	電車＝JR中央本線相模湖駅から徒歩10分
閉館日時	○休館日 毎週月曜日（月曜日が祝祭日の場合は、翌日以降の最初の休日でない日） ○開館時間 午前9時から午後5時まで
問い合わせ	県立相模湖交流センター TEL.042-682-6121

公共施設の名称変更

合併に伴い、津久井町と相模湖町の公共施設の名称が次のとおり変わります。

1. 原則による場合 各公共施設は、原則として町名の部分が「相模原市」に変わります。

合併前の名称	合併後の名称
津久井町（立）○○センター	相模原市（立）○○センター
相模湖町（立）○○センター	※赤字の部分は変わりません

2. 原則によらない場合（主な施設） 原則によらない変更となる主な施設は次のとおりです。

合併前の名称	合併後の名称
津久井町役場 本庁舎、第1分庁舎、新分庁舎	相模原市津久井総合事務所 本館、第1別館、第2別館
相模湖町役場	相模湖総合事務所 本館
相模湖産業会館	相模湖総合事務所 別館
津久井町生きがいセンター	相模原市立津久井地域福祉センター
津久井町老人福祉センター（津久井町文化福祉会館内）	相模原市立津久井老人福祉センター（津久井文化福祉会館内）
相模湖町老人福祉センター	相模湖老人福祉センター
さがみ湖リフレッシュセンター	相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター
津久井町立中野保育所	相模原市立中野保育園
中央保育所	津久井中央保育園
串川保育所	串川保育園
串川東部保育所	串川東部保育園
青野原保育所	青野原保育園
※津久井町立鳥屋及び青根の各児童保育園、相模湖町立保育園は、原則により相模原市立○○（児童）保育園となります。	
津久井町障害者地域作業所	相模原市立津久井町障害者地域作業所
津久井町保健センター	相模原市津久井保健センター
津久井町○○支所	相模原市○○出張所
中央出張所	津久井中央連絡所
津久井町三井会館	相模原市立三井地域センター
中央地域センター	津久井中央地域センター
西青山会館・（青山健康会館）	西青山地域センター
串川ひがし会館	串川ひがし地域センター（愛称 串川ひがし会館）
青根コミュニティセンター	青根地域センター
※小網、串川及び鳥屋の各地域センターは、原則により相模原市立○○地域センターとなります。	
津久井町国民健康保険青根診療所	相模原市国民健康保険青根診療所
相模湖町国民健康保険診療所	国民健康保険内郷診療所
津久井町総合運動公園	相模原市津久井又野公園
相模湖町林間総合公園	相模原市相模湖林間公園
相模湖町立ふれあいパーク	相模原市立相模湖ふれあいパーク
津久井町立中央小学校	相模原市立津久井中央小学校
※その他の津久井町立小・中学校及び相模湖町立小・中学校は、原則により相模原市立○○小・中学校となります。	
津久井町学校給食センター	相模原市津久井学校給食センター
津久井町立中央公民館（津久井町文化福祉会館内）	相模原市立津久井中央公民館（津久井文化福祉会館内）
※津久井町立青根公民館、相模湖町立桂北及び千木良公民館は、原則により相模原市立○○公民館となります。	
津久井町合唱館	相模原市立津久井合唱館
津久井町生涯学習センター	相模原市立津久井生涯学習センター
青野原総合運動場	相模原市立青野原グラウンド
串川総合運動公園	串川グラウンド
国体記念鳥屋スポーツ公園	国体記念鳥屋グラウンド
与瀬町民グラウンド	与瀬グラウンド
内郷町民グラウンド	内郷グラウンド
◎津久井郡広域行政組合の主な施設の名称は、次のとおり変わります。	
津久井郡広域行政組合 衛生センター	相模原市 津久井クリーンセンター
消防本部・本署	津久井消防署
青山健康会館	相模原市立西青山地域センター

新「相模原市」の主な公共施設

新「相模原市」の主な公共施設をご紹介します。
 利用方法など詳しくは各施設に直接お問い合わせください。

○施設の区分

- No. ①～③：市役所・総合事務所
- No. ④～⑧：出張所・連絡所（2町区域内のみ掲載）
- No. ⑨～④⑤：公園・スポーツ・レクリエーション施設
- No. ④⑥～⑥⑧：文化・教養施設
- No. ⑥⑨～⑦③：消防・救急施設（2町区域内のみ掲載）
- No. ⑦④：清掃施設（2町区域内のみ掲載）



名称（合併前の名称）	問い合わせ先
① 相模原市役所	042-754-1111
② 津久井総合事務所（津久井町役場）	042-784-1141
③ 相模湖総合事務所（相模湖町役場）	042-684-3211
④ 串川出張所（串川支所）	042-784-2604
⑤ 鳥屋出張所（鳥屋支所）	042-787-0611
⑥ 青野原出張所（青野原支所）	042-787-0002
⑦ 青根出張所（青根支所）	042-787-2511
⑧ 津久井中央連絡所（中央出張所）	042-784-2400
⑨ 県立相模原公園	042-778-1653
⑩ 相模原麻溝公園	042-777-3451
⑪ 相模原麻溝公園（ふれあい動物広場）	042-778-3900
⑫ 相模原北公園	042-779-5885
⑬ 横山公園：陸上競技場・野球場 S テニスコート S	042-758-0886
⑭ 横山公園：さがみはらグリーンプール	042-758-3151
⑮ 淵野辺公園：県立相模原球場 ひばり球場 S・テニスコート S	042-753-6930
⑯ 淵野辺公園：銀河アリーナ ＝アイススケート場：屋内水泳プール	042-776-5311
⑰ 道保川公園 [公園課]	042-769-8243
⑱ 相模川自然の村公園 [公園課]	042-769-8243
⑲ 総合体育館	042-748-1781

名称（合併前の名称）	問い合わせ先
⑳ 北総合体育館	042-763-7711
㉑ 市体育館 S (けやき会館)	042-753-3333
㉒ けやき体育館	042-753-9030
㉓ さがみはら北の丘センター：室内温水プール	042-773-5570
㉔ 市民健康文化センター：室内温水プール	042-747-3776
㉕ 相模川清流の里 S	042-760-2711
㉖ 上大島キャンプ場 【～H18.3/31商業観光課 4/1～観光振興課】	042-760-6066 042-769-8236
㉗ 望地弁天キャンプ場 【～H18.3/31商業観光課 4/1～観光振興課】	042-760-6077 042-769-8236
㉘ 古民家園	042-760-1130
㉙ 県立津久井湖城山公園	042-780-2420
⑳ 津久井又野公園（津久井町総合運動公園）	042-784-4756
㉑ 青野原グラウンド（青野原総合運動場）【津久井教育課】	042-784-3211
㉒ 串川グラウンド（串川総合運動公園）【津久井教育課】	042-784-3211
㉓ 国体記念鳥屋グラウンド （国体記念鳥屋スポーツ公園）【津久井教育課】	042-784-3211
㉔ 鳥居原ふれあいの館	042-785-7300
㉕ 青野原道志川の家	042-787-0541
㉖ 青根緑の休暇村センター	042-787-2215

※名称のうしろに「S」が付いている施設は、さがみはらネットワークシステムで予約できます。
 詳しくは41ページをご覧ください。

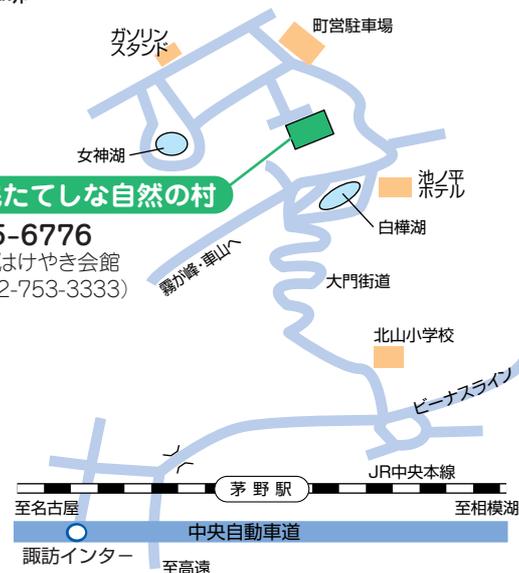


1 相模原市役所

〒229-8611
 神奈川県相模原市中央2丁目11番15号
 TEL.042-754-1111(代表)
 ホームページ
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp>
 [交通] JR相模原駅からバス「市役所前」下車すぐ

45 相模原市民たてしな自然の村

TEL.0267-55-6776
 (H18.3/31まではけやき会館
 TEL 042-753-3333)



名称(合併前の名称)	問い合わせ先
37 青根緑の休暇村いやしの湯	042-787-2288
38 県立相模湖公園	042-684-2740
39 相模湖林間公園(相模湖町林間総合公園)	042-685-1330
40 県立相模湖漕艇場	042-684-2339
41 与瀬グラウンド(与瀬町民グラウンド)【相模湖教育課】	042-684-2377
42 内郷グラウンド(内郷町民グラウンド)【相模湖教育課】	042-684-2377
43 小原プール【相模湖教育課】	042-684-2377
44 相模湖自然公園ふるさとの森	042-685-0937
45 市民たてしな自然の村 S【H18.4/1以降】	0267-55-6776
46 市民会館	042-752-4710
47 南市民ホール:南合同庁舎内	042-749-2110
48 グリーンホール相模大野	042-749-2200
49 杜のホールはしもと	042-775-3811
50 相模川ピレツジ若あゆ S	042-760-5211
51 相模川ふれあい科学館	042-762-2110
52 相模原市民ギャラリー	042-776-1262
53 相模大野ギャラリー:市民ロビー相模大野内	042-744-6639
54 博物館	042-750-8030
55 図書館	042-754-3604
56 視聴覚ライブラリー:図書館内	042-753-2401

名称(合併前の名称)	問い合わせ先
56 図書館相武台分館	046-255-3315
57 相模大野図書館:グリーンホール相模大野内	042-749-2244
58 橋本図書館	042-770-6600
59 相模の大風センター:れんげの里あいそ内	046-255-1311
60 津久井文化福祉会館(文化福祉会館)	042-784-3211
61 津久井生涯学習センター(生涯学習センター)	042-784-2400
62 尾崎琴堂記念館	042-784-0660
63 津久井合唱館(合唱館)【津久井生涯学習センター】	042-784-2400
64 津久井郡郷土資料館	042-784-7839
65 県立相模湖交流センター	042-682-6121
66 相模湖記念館	042-682-6121
67 小原宿本陣	042-684-4780
68 小原の郷	042-684-5858
69 津久井郡急病診療所	042-784-5199
70 相模原市津久井消防署(津久井郡消防本部:本署)	042-685-0119
71 / 鳥屋出張所	042-785-0119
72 / 青根出張所	042-787-2724
73 / 救急隊派出所	042-780-0119
74 津久井クリーンセンター(衛生センター)	042-784-2711

● そのほかの主な公共施設 38～39ページの地図に掲載されたもの以外の施設を紹介します。

区分	名称 (合併前の名称)	所在地	問い合わせ先
学習施設	75 総合学習センター S	中央3-12-10	042-756-3443
	76 ソレイユさがみ S 男女共同参画推進センター	橋本6-2-1 (橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」内)	042-775-1775
	77 青少年学習センター S	矢部新町3-15	042-751-0091
公民館等	78 大沢公民館 S	大島1776-5	042-762-0811
	79 上溝公民館 S	上溝7-7-17	042-761-2288
	80 橋本公民館 S	橋本6-2-1 (橋本駅北口「シティ・プラザはしもと」内)	042-771-1051
	81 相原公民館 S	相原4-14-12	042-773-7800
	82 小山公民館 S	向陽町8-1	042-755-7500
	83 大野南公民館 S	相模大野5-31-1 (南合同庁舎内)	042-749-2121
	84 新磯公民館 S	磯部916-3	046-256-1900
	85 麻溝公民館 S	当麻1324-2	042-778-2277
	86 田名公民館 S	田名4834	042-761-1251
	87 大野北公民館 S	鹿沼台1-10-20	042-755-6601
	88 大野中公民館 S	古淵3-21-1	042-746-6600
	89 星が丘公民館 S	星が丘3-1-38	042-755-0600
	90 清新公民館 S	清新3-16-1	042-755-8000
	91 中央公民館 S	富士見2-13-1	042-758-9000
	92 相模台公民館 S	相模台1-13-5	042-743-7871
	93 相武台公民館 S	新磯野3-29-13	046-256-3700
	94 東林公民館 S	相南1-10-10	042-744-0087
	95 横山公民館 S	横山台1-20-10	042-756-1555
	96 光が丘公民館 S	並木4-7-9	042-756-1117
	97 大沼公民館 S	東大沼3-17-15	042-744-7722
	98 上鶴岡公民館 S	上鶴岡本町7-7-1	042-749-6611
	99 大野台公民館 S	大野台5-16-38	042-755-6000
	100 陽光台公民館 S	陽光台5-6-1	042-755-3451
	101 津久井中央公民館	津久井町中野633-1	042-784-3211
	102 青根公民館	津久井町青根1372	042-787-2634
	103 桂北公民館	相模湖町与瀬1134-3	042-684-2377
	104 千木良公民館	相模湖町千木良991-1	042-684-4349
	105 三井地域センター (三井会館)	津久井町三井394-1 (連絡先: 津久井市民課)	042-784-1141
	106 小網地域センター	津久井町太井252-1	042-784-4947
	107 津久井中央地域センター (中央地域センター)	津久井町三ヶ木414	042-784-2400
	108 串川地域センター	津久井町青山1012	042-784-2604
	109 西青山地域センター (西青山会館・青山健康会館)	津久井町青山3184-1	042-780-5133
	110 串川ひがし地域センター (串川ひがし会館)	津久井町根小屋1619-1	042-784-8264
111 鳥屋地域センター	津久井町鳥屋1064	042-785-0049	
112 青根地域センター (青根コミュニティセンター)	津久井町青根1926 (連絡先: 青根出張所)	042-787-2511	
その他	113 サン・エールさがみはら 相模原勤労者総合福祉センター	西橋本5-4-20	042-775-5665
	114 相模原消費生活センター	相模原1-1-3 (JR相模原駅ビル「シティ・プラザさがみはら」内)	042-776-2511
	115 青少年相談センター	中央3-13-13	042-769-8285

※名称のうしろに「**S**」が付いている施設は、さがみはらネットワークシステムで予約できます。詳しくは41ページをご覧ください。



さがみはらネットワークシステム

● サービスの内容

- さがみはらネットワークシステムは、家庭の電話機、ファクシミリ、インターネットに接続ができるパソコン、公共施設等に設置してある街頭端末機を利用して、暮らしに便利な情報を受取ることができるシステムです。
- 利用者登録をすると、ご家庭から相模原市（合併後は旧相模原市分）のスポーツ施設や宿泊施設、学習施設、公民館などの利用申込みなどの手続きができ、施設使用料を口座振替で支払うことができます。
- 気軽に利用でき、便利で役立つさがみはらネットワークシステムをぜひ活用してください。

● サービスの利用

- 平成18年3月20日から利用できます。
- 公共施設予約サービスは、当面の間は合併前の相模原市の施設のみ利用可能です。
- 街頭端末機は、合併前の相模原市内の53施設に設置しています。2町の区域には、合併時に津久井総合事務所、相模湖総合事務所のロビーに各1台設置します。

● 利用者登録

- さがみはらネットワークシステム利用者登録の申請を3月1日からお預かりします。カードの発行は、3月20日以降になりますが、カードの発行には日数がかかりますので、登録を希望される方は、お早めに手続きをお願いします。
- 利用者登録に必要な書類及びさがみはらネットワークシステムガイドブックは、相模原市役所情報システム課、相模原市立公民館、相模原市営のスポーツ施設のほか、3月1日からは、津久井町役場町政情報コーナー及び津久井町各支所の窓口、相模湖町役場総務課（3月20日以降は各総合事務所の庶務課）に置いてあります。

● その他

- 詳しい利用方法や公共施設予約サービスの利用対象施設などについては、「相模原市ホームページ」（<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/guide/index.html>）または、各総合事務所の庶務課などで配布する「さがみはらネットワークシステムガイドブック」をご覧ください。

● 問い合わせ

- 情報提供サービス：☎広聴広報課※TEL.042-769-8200 ※4月1日以降は、「広報課」の担当となります。
- 公共施設利用サービス

①施設の利用と使用料について

- ・スポーツ施設：各施設の窓口（P38～39の一覧表の13、15、21をご覧ください。）
- ・宿泊施設：各宿泊施設（P38～39の一覧表の25、45、50をご覧ください。）
- ・学習施設・公民館：各施設の窓口（P40の一覧表の75～100をご覧ください。）

②利用者登録について

- ・スポーツ、宿泊施設利用者登録相談窓口：☎情報システム課 TEL.042-769-8212
- ・学習施設、公民館利用者登録相談窓口：各施設の窓口（P40の一覧表の75～100をご覧ください。）



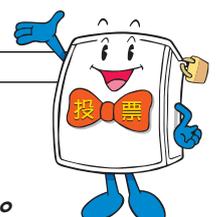
市議会議員増員選挙

合併に伴い、次のとおり市議会議員増員選挙が行われます。

告示日	平成18年4月16日（日）
投票日時	平成18年4月23日（日）午前7時から午後8時まで
選挙すべき議員の数	現津久井町を区域とする選挙区 2人 現相模湖町を区域とする選挙区 1人
投票できる方	新相模原市の選挙人名簿に登録されている方のうち、現在の2町の区域で登録されている方は、それぞれの選挙区で投票することができます。ただし、投票日までに新相模原市外へ転出した方は投票できません（期日前投票ができる場合があります。）
投票場所	告示日頃に郵送される入場整理券（封書）をご覧ください。 期日前投票：平成18年4月17日（月）から4月22日（土）まで。 選挙区ごとで行います。（時間は午前8時30分から午後8時まで）
問い合わせ	☎相模原市選挙管理委員会事務局 TEL.042-769-8290

- ※現在の相模原市の議会議員46人は、合併後も引き続き在職します。
- ※現在の相模原市議会議員の任期満了（平成19年4月29日）による一般選挙に際しても、各選挙区に分かれて選挙が行われます。

あなたの一票を大切にしましょう。



新「相模原市」のプロフィール

名称	さがみはらし 相模原市
合併の日	平成18年3月20日(月)
市役所本庁舎	〒229-8611 相模原市中央 2-11-15 ☎042-754-1111(代表)
津久井総合事務所	〒220-0292 相模原市津久井町中野 633 ☎042-784-1141(代表)
相模湖総合事務所	〒199-0192 相模原市相模湖町与瀬 896 ☎042-684-3211(代表)

●市章



市章の由来

片仮名「サ」三つと片仮名「ハラ」を図案化したもので、市民が互いに手を取り合って明朗なごやかに進む姿、すこやかに伸び行く相模原市を象徴しています。

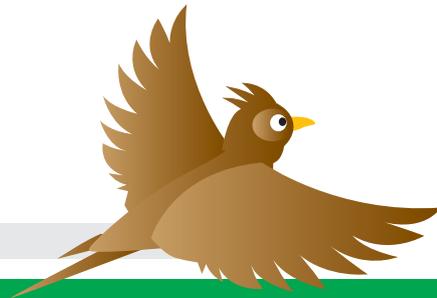
●市の木 けやき



●市の花 アジサイ



●市の鳥 ヒバリ



●市の色 みどり

暮らしのガイドブック ～津久井町・相模湖町のみなさまへ～

発行：相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会

〒229-0036 神奈川県相模原市富士見 6-6-23 けやき会館3階

TEL 042-769-8206 / FAX 042-768-4066

ホームページ <http://www.sts-gappei.jp>

発行日：平成18年2月